

第3回

公認心理師試験

受験の手引

受験申込 受付期間	2020年3月9日(月)から 2020年4月8日(水)まで(消印有効)
受験票	2020年5月29日(金)郵送
試験日	2020年6月21日(日)
合格発表	2020年7月31日(金)

受験申込受付期間において必要な書類が提出されない場合は、
受験申込みを受付できません。なるべく早めにお申込みいた
だくことをお勧めします。

文部科学大臣、厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

一般財団法人日本心理研修センター

2020年1月発行

はじめに

公認心理師の資格は、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）に基づく国家資格です。

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的な知識及び技術をもって、

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

を業とする者で、一定の受験資格を有する者が、国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、公認心理師の資格を取得することができるものです。

公認心理師試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について、筆記の方法により行います。

2017年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方で、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する講習会（以下「現任者講習会」という。）の課程を修了し、かつ、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）附則第6条で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った方には、受験資格の特例（法附則第2条第2項）が設けられています。

なお、施行規則附則第5条では、2017年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる業務を休止又は廃止した日から起算して5年を経過しない方については、2017年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方に準ずる方となるとされています。

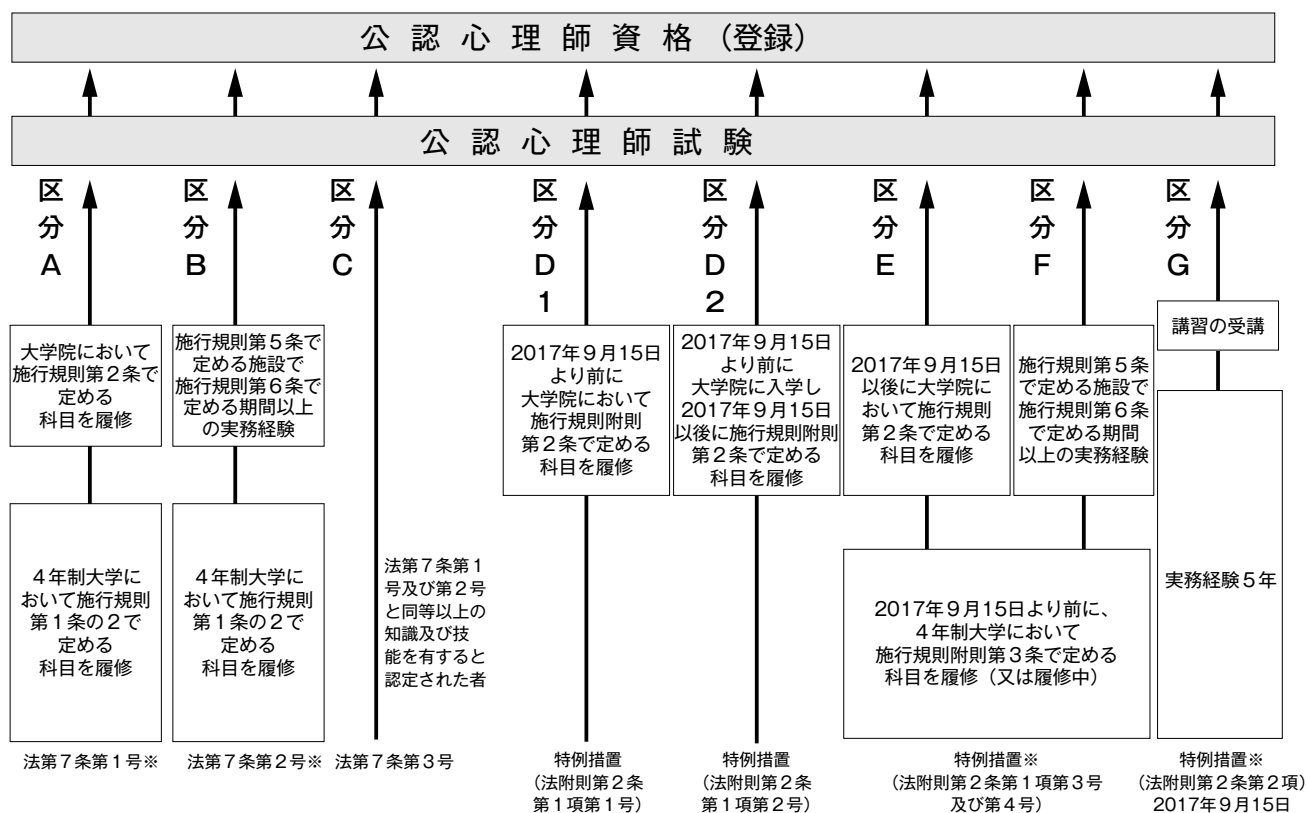
一般財団法人日本心理研修センター（以下「センター」という。）は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、文部科学大臣及び厚生労働大臣に代わって公認心理師試験の実施及び登録の事務を行います。

なお、本手引は発行時点の法令等に基づき作成しています。受験申込みの際には、申込時点の法令等をご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

【参考】

公認心理師の資格取得方法について

(日本心理研修センター)



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

I 試験の概要

II 受験資格と受験申込区分

III 提出書類と記入例

IV 受験申込後の注意事項

V 試験当日の注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

受験の申込みにあたって

第3回公認心理師試験の受験資格【概要】及び【受験申込提出書類一覧】

次のいずれかに該当する区分で受験申込みをしてください。

		受 験 の た め の 要 件 (概要)	
		11～24ページ「受験資格と受験申込区分」を参照	記入 例頁 ➡
受験資格・申込区分	区分A 法第7条第1号	大学及び大学院で、施行規則第1条の2及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了	
	区分B 法第7条第2号	大学で、施行規則第1条の2で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験	
	区分C 法第7条第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定	
	区分D1 法附則第2条第1項第1号	2017年9月15日より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目（科目の読替えあり）を修めて修了	
	区分D2 法附則第2条第1項第2号	2017年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則附則第2条で定める科目（科目の読替えあり）を修めて大学院を修了	
	区分E 法附則第2条第1項第3号	2017年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目（科目の読替えあり）を修めて卒業（又は履修中）し、2017年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目（科目の読替え対象外）を修めて修了	
	区分F 法附則第2条第1項第4号	2017年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目（科目の読替えあり）を修めて卒業（又は履修中）し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験	
	区分G 法附則第2条第2項 2017年9月15日から2022年9月14日までの5年間の試験に限る。	2017年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い（又は業務を休止・廃止してから5年以内）、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験	
	再受験者	過去の公認心理師試験で受験票が交付され、不合格又は試験を欠席した方	

※受験上の配慮を希望する方の配慮申請（9～10ページ）は必ず全員の方がお読みください。

※「卒業証明書・科目履修証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」以外は、過去に実施された公認心理師試験の記入様式は使用できません。

※該当する受験申込区分ごとに提出書類一覧を見て、「○」がついている書類が必要となります。必要な書類が提出されない場合は、受験申込みを受付できません。受験申込書等の受付後に提出書類は一切返却できません。ただし、現任者講習会修了書原本、プログラム修了証原本については、受験申込書送付時に申出があった場合に限り返却いたします。

提出書類										
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
第3回公認心理師試験 受験申込書	第3回公認心理師試験 写真・受験手数料 「振替払込受付証明書」貼付用紙	公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書 (区分AB用、EF用) ※大学用	公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書 (区分AE用、D用) ※大学院用	公認心理師試験受験資格 認定書の写し(証明書でも可)	プログラム修了証明書原本又は プログラム修了証原本	第3回公認心理師試験 実務経験証明書	実務経験を客観的に証明 する書類等 (会社、法人登記簿謄本等)	現任者講習会修了証明書原本又は 現任者講習会修了書原本	過去に実施された公認心理師試験 受験票又は試験結果通知書 (いずれも原本)	戸籍抄本(発行日より6か月以内) (戸籍の個人事項証明書) (*外国籍の方は住民票) 「マイナンバーの記載のないもの」
25～26	27～28	31～32	29～30 33～34			35～45				
○	○	○	○							(結婚等により受験申込書と証明書等の氏名が異なっている場合に限り必要)
○	○	○			○					
○	○			○						
○	○		○							
○	○	○	○							
○	○	○			○					
○	○					○	(注) 21～22 参照	○		
○	○								○	

(注) 分野施設コードが902の方、代表者証明を要する方、閉鎖・廃業施設の証明を要する方は提出してください。提出書類の詳細については21～22ページを確認ください。

I 試験の概要

II 受験資格と
受験申込区分

III 提出書類と
記入例

IV 受験申込後の
注意事項

V 試験当日の
注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

目 次

はじめに

受験の申込みにあたって

I 試験の概要

1	全体スケジュール	7
2	試験日時、試験範囲等	7
3	試験地と試験会場	8
4	受験申込みと受験手数料	8
5	受験上の配慮を希望する方（妊産婦、授乳希望の方を含む。）の配慮申請	9

※必ず全員の方がお読みください。

II 受験資格と受験申込区分

1	受験申込区分等一覧	11
2	【区分A】【区分B】申込みの注意事項	13
3	【区分D】申込みの注意事項	14
4	【区分E】申込みの注意事項	15
5	【区分F】申込みの注意事項	17
6	【区分G】申込みの注意事項	19

III 提出書類と記入例

1	受験申込書の記入例	25
2	写真・受験手数料「振替払込受付証明書」貼付用紙の記入例	27
3	【区分D】修了証明書・科目履修証明書の記入例	29
4	【区分E】【区分F】卒業証明書・科目履修証明書の記入例	31
5	【区分E】修了証明書・科目履修証明書の記入例	33
6	【区分G】実務経験証明書の記入例	35
7	送付用封筒の記入例	46

IV 受験申込後の注意事項

1 受験申込後の注意事項	47
2 受験申込書記載事項変更届の記入例及び提出する際の注意事項	49

V 試験当日の注意事項

1 注意事項	51
2 試験会場に関する禁止事項等	51
3 不正を行った場合について	52
4 携帯電話を含む通信機器等の取扱いについて	52
5 試験時間の繰下げについて	52
6 その他	52

VI コード一覧

実務経験証明書の分野施設コード一覧	53
-------------------	----

VII 関係法令資料

1 公認心理師法（抄）	55
2 公認心理師法施行令（抄）	58
3 公認心理師法施行規則（抄）	59

VIII よくある質問

よくある質問	63
過去の公認心理師試験において受験資格が認められなかった事例について	65
個人情報の保護	67

I 試験の概要

1 全体スケジュール

(1) 受験申込受付期間 2020年3月9日（月）から 2020年4月8日（水）（消印有効）まで	※ 2020年4月9日（木）以降の 消印のあるものは受付できません。 ※ 簡易書留で郵送してください。
(2) 受験票交付 2020年5月29日（金）投函（郵送）	※ 受験申込書に記入いただいた 「現住所」に郵送します。
(3) 試験日 2020年6月21日（日）	※ 試験当日の注意事項は51～52ページを 参照してください。
(4) 合格発表 2020年7月31日（金）投函（郵送）	※ 試験結果通知書を、受験申込書に 記入いただいた「現住所」に郵送します。

◎ 追加情報がある場合、センターホームページのお知らせ欄に記載しますので、センターホームページをご確認ください。

2 試験日時、試験範囲等

(1) 公認心理師試験期日 2020年6月21日（日曜日）

(2) 試験範囲及び時間割

ア 試験範囲

公認心理師として具有すべき知識及び技能

イ 時間割

午 前	時 間
試験時間	10:00～12:00（120分）
弱視等受験者（1.3倍）	10:00～12:40（160分）
点字等受験者（1.5倍）	10:00～13:00（180分）
午 後	時 間
試験時間	13:30～15:30（120分）
弱視等受験者（1.3倍）	14:00～16:40（160分）
点字等受験者（1.5倍）	14:00～17:00（180分）

※ 事前に配慮申請し弱視等受験・点字等受験が認められ試験時間延長となった場合を除き、試験時間の延長はありません。

(3) 出題基準

出題基準は、センターホームページに掲載します。

(URL) <http://shinri-kenshu.jp/>

3 試験地と試験会場

試験地 (7 試験地)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県
(1) 受験希望地の選択は次の7つです。 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県 (2) 受験希望地の選択忘れや複数選択がある場合は、センターが判断し、試験地を決定します。 (3) 申込時に希望した「受験希望地」の変更はできません。 (4) 1 試験地に受験希望者が集中し、受入れができない場合は、センターで他の試験地への振替を行う場合があります。	
試験会場	受験票〔2020年5月29日（金）投函（郵送）〕で試験会場名、会場最寄り駅をご案内します。
(1) 試験会場の問合せには、一切応じられません（試験会場は受験票発送をもってお伝えします）。 (2) 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。試験会場は、受験票で必ず確認してください。	

4 受験申込みと受験手数料

受付期間	2020年3月9日（月）から4月8日（水）（消印有効）まで ※ 4月9日（木）以降の消印のあるものは受付できません。
申込先	一般財団法人日本心理研修センター 第3回公認心理師試験 受付係
申込方法	※ 受験申込送付用封筒（紫色）を使用し、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管してください。 簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、センターでは責任を負いません。
受験手数料	払込金額 28,700円 払込期限 2020年4月8日（水）まで（厳守） ※ 4月9日（木）以降の払込みのものは受付しません。 ※ 振替払込請求書兼受領証は領収証となります。大切に保管してください。領収証は再発行しません。 ※ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません。（公認心理師法第9条第2項の規定）

5 受験上の配慮を希望する方（妊産婦、授乳希望の方を含む。）の配慮申請

※必ず全員の方がお読みください。

受験上の配慮を希望する方については、下記の手続により配慮希望内容に応じて、受験上の配慮を行います。なお、試験会場、試験室の希望申込みはできません。

（１） 配慮の対象

- 視覚障害の方
- 聴覚障害の方
- 肢体不自由の方
- 内部障害・難病に起因する障害・精神障害（発達障害を含む。）の方等
- 妊産婦、授乳を希望する方
- その他の配慮が必要な方（＊詳細は10ページを参照）

※ 不慮の事故等により、配慮申請書類受付期間終了後に受験上の配慮が必要になった場合を除き、受付終了後の配慮申請の受付はできません。また、受付期間終了後の配慮は、申請する理由が受付期間終了後に発生したときに限り行うものです。したがって、4月8日（水）までに受験上の配慮が必要な理由が存在していた場合は申請書類の受付はできません。

なお、受付期間終了後の配慮申請は、ご希望に添えない場合がありますので、不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する必要がある場合には、速やかに申請してください。

（２） 配慮申請から配慮決定までの流れ

受験上の配慮を希望する方は、センターホームページ⇒公認心理師試験について⇒公認心理師試験における「受験上の配慮」をお読みいただき、必要書類をダウンロードしてください。



ダウンロードした書類に、必要事項を記入して、必要書類を同封し、必ず受験申込書とは別に簡易書留で郵送してください。2020年4月8日（水）消印有効

配慮申請書類の送付宛先：〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-16

ツインヒルズ茗荷谷10階

一般財団法人日本心理研修センター 配慮係



配慮内容を決定



受験票とあわせて、「受験上の配慮審査決定通知」を郵送します。

※ 「配慮事項」の内容については、センターホームページに掲載の「受験上の配慮の手引」でご確認ください。

※ 配慮内容確認のため、info-hairyo@jcnp.or.jpよりお問い合わせする場合がございます。

【重要】必ずご確認ください

- 受験上の配慮事項は、すべての受験者の公平性の観点から障害者福祉の専門家である医師等の審査を経て決定しますので、希望どおりにならない場合があります。
- 第1回試験、第2回試験において配慮申請して認められた場合でも、第3回試験においては、改めて医師の「診断・意見書（指定様式）」等の必要書類を添えて、配慮申請する必要があります。
- 身体等の障害（視覚、聴覚、肢体不自由等）を理由とする配慮希望以外でも、以下の場合には、申請が必要です。

＜申請が「必要」な配慮の対象の具体例＞

- ・試験時間中に補給を希望する方
 - ・補聴器や人工内耳の使用を希望する方
 - ・糖尿病で血糖値測定機器の使用を希望する方
 - ・サングラスの使用を希望する方 *ケースを机の上に置くことはできません。
 - ・眼鏡型でないルーペの使用を希望する方 *ケースを机の上に置くことはできません。
 - ・松葉杖の使用を希望する方
 - ・水分の補給、服薬、目薬の使用 *試験室内で補給等を希望する場合には申請が必要。
 - ・体型により可動式の机・椅子を希望する方 *なお、会場によっては固定式の机・椅子となる場合があります。
- 以下の例のように、試験日までに完治予定であっても、懸念のある方は申請してください。試験日直前では、ご希望に添えない場合があります。

例：申込時点において骨折のため治療中だが、試験日までには完治する見込み。

試験日直前になっても、まだ松葉杖や車椅子が必要なため配慮申請したい。

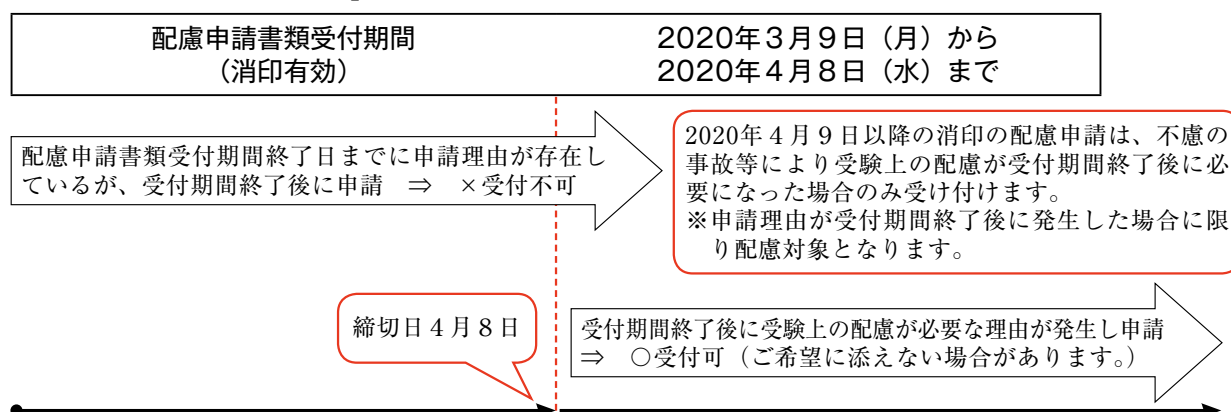
- 以下の場合には、申請は不要（※）です。

＜申請が不要な配慮の対象の具体例＞

- ・ハンカチ、ティッシュペーパーの使用
- ・クッション、ひざ掛けの使用
- ・複数の眼鏡の使用
- ・老眼鏡や眼鏡型のルーペの使用
- ・搾乳を希望する方（搾乳室は用意しています。）

※上記内容は、事前の申請は不要ですが、使用する場合、試験当日に監督員に申出をし、監督員が不正のないことを確認できた場合、使用を認めます。申出をしないで使用することや机の上に置くことはできません。

【配慮申請受付期間について】



Ⅱ 受験資格と受験申込区分

1 受験申込区分等一覧

受験申込区分	公認心理師法、 施行規則等	対 象 者	第3回公認心理師試験 受験対象者の有無等
【区分A】	法第7条第1号	大学（短期大学を除く。区分Cの大学を除き、以下同じ。）において、施行規則第1条の2で定める科目を修めて卒業し、かつ、大学院において施行規則第2条で定める科目を修めて修了した者その他施行規則第4条第1項で定める者	第3回公認心理師試験の受験対象者は、ほぼ想定されていません。 大学では施行規則第1条の2で定める科目を、大学院では施行規則第2条で定める科目を修めなければならず、いわゆる科目の読替え(※)は適用されません。
【区分B】	法第7条第2号 平成29年9月15日 29文科初第882号 障発0915第10号 平成29年12月8日 29文科初第1166号 障発1204第3号	大学において、施行規則第1条の2で定める科目を修めて卒業した者その他施行規則第4条第2項で定める者であって、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者	第3回公認心理師試験の受験対象者は、ほぼ想定されていません。 大学では施行規則第1条の2で定める科目を修めなければならず、いわゆる科目の読替え(※)は適用されません。 施行規則第5条で定める各施設は、大学院修了者と同等以上の専門的な知識及び技能を修得させるものとして、文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものでなければなりません。施行規則第5条で定める各施設は18ページ又は厚生労働省のホームページでご確認ください。
【区分C】	法第7条第3号 平成30年1月31日 29文科初第1390号 障発0131第2号	外国の大学において心理に関する科目を修めて卒業、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修めてその課程を修了した者等	文部科学大臣及び厚生労働大臣の受験資格認定を受けた方が受験対象となります。 詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。
【区分D1】	法附則第2条第1項 第1号 施行規則附則第2条 平成29年9月15日 29文科初第881号 障発0915第9号	2017年9月15日より前に大学院を修了した者で、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めた者	第3回公認心理師試験の受験対象となります。 2017年9月15日より前に大学院を修了し、いわゆる科目の読替えが証明された方
【区分D2】	法附則第2条第1項 第2号 施行規則附則第2条 平成29年9月15日 29文科初第881号 障発0915第9号	2017年9月15日より前に大学院に入学し、2017年9月15日以後に、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて大学院の課程を修了した者	第3回公認心理師試験の受験対象となります。 2017年9月15日時点において大学院に在学中であり、2017年9月15日以後に大学院を修了し、いわゆる科目の読替えが証明された方

受験申込区分	公認心理師法、 施行規則等	対 象 者	第3回公認心理師試験 受験対象者の有無等
【区分E】	法附則第2条第1項 第3号 平成29年9月15日 29文科初第881号 障発0915第9号	2017年9月15日より前に大学に入 学し、施行規則附則第3条で定め る公認心理師となるために必要な 科目を修めて卒業した者その他施 行規則附則第4条で定める者で あって、2017年9月15日以後に大 学院において施行規則第2条で定 める科目を修了した者	第3回公認心理師試験の受験対象と なります。 大学については、いわゆる科目読替 えが適用されますが、大学院につい ては科目の読替えは適用されず※）、 施行規則第2条で定める大学院で修 めるべき科目の修了が必要となります。
【区分F】	法附則第2条第1項 第4号 平成29年9月15日 29文科初第881号 障発0915第9号 平成29年9月15日 29文科初第882号 障発0915第10号 平成29年12月4日 29文科初第1166号 障発1204第3号	2017年9月15日より前に大学に入 学し、施行規則附則第3条で定め る公認心理師となるために必要な 科目を修めて卒業した者その他施 行規則附則第4条で定める者で あって、施行規則第5条で定める 各施設（文部科学大臣及び厚生労 働大臣が認めるものに限る。）にお いて、2年以上、法第2条の第1 号から第3号までに掲げる行為の 業務に従事した者	第3回公認心理師試験の受験対象と なります。 大学については、いわゆる科目の読 替えが適用されますが、施行規則第 5条で定める各施設は、大学院修了 者と同等以上の専門的な知識及び技 能を修得させるものとして、文部科 学大臣及び厚生労働大臣が認めるも のでなければなりません。 施行規則第5条で定める各施設は18 ページ又は厚生労働省のホームペ ージでご確認ください。
【区分G】	法附則第2条第2項 平成29年9月15日 29文科初第882号 障発0915第10号	上記【区分A】～【区分F】以外 の方で、2017年9月15日時点で法 第2条第1号から第3号までに掲 げる行為を業として行っている者 （いわゆる現任者。2017年9月15 日時点で業務を休止又は廃止して から5年を経過しない者を含む。） で、 1 文部科学大臣及び厚生労働 大臣指定の現任者講習会を修 了した者 かつ、 2 施行規則附則第6条で定め る施設において、5年以上、 法第2条第1号から第3号ま でに掲げる行為を業として 行った者	左記の条件を満たした場合、第3回 公認心理師試験の受験対象となりま す。 常態として週1日以上業務を行っ た（以下「実務経験」という。）施設 のうち、施行規則附則第6条第2号 の文部科学大臣及び厚生労働大臣が 認める施設とは、 1 国又は地方公共団体が心理に関 する支援を実施している施設 2 法人・個人（原則、税務署に開 業の届出を行っている者に限る。） が、法第2条第1号から第3号ま でに掲げる行為を業として行っ ていることが客観的に明らかである 場合 とされています。 実務経験の証明については、35～ 45ページの記入例を参照してください。 また、上記施行規則附則第6条第 2号の施設において、法第2条第1 号から第3号までに掲げる行為の業 務を行っていることを客観的に明ら かにする証明書類については、19ペ ージ（【区分G】の注3）を参照してく ださい。

※履修科目を法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する科目に該当すると認めること。

2 【区分A】【区分B】申込みの注意事項

【区分A】【区分B】の対象者は以下のとおりです。

受験申込区分	法・施行規則	対 象 者
【区分A】	法第7条第1号	大学（短期大学を除く。）において、施行規則第1条の2で定める科目を修めて卒業し、かつ、大学院において施行規則第2条で定める科目を修めて修了した者その他施行規則第4条第1項で定める者
【区分B】	法第7条第2号	大学において、施行規則第1条の2で定める科目を修めて卒業した者その他施行規則第4条第2項で定める者であって、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者

施行規則第1条の2で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目については、大学より『公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書』による証明を受け、受験申込書に添付する必要があります。

【区分A】の場合、施行規則第2条で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目については、大学より『公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書』による証明を受け、受験申込書に添付する必要があります。

【区分B】の場合、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条の第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したことを証明する『プログラム修了証』を、受験申込書に添付する必要があります。

【区分A】及び【区分B】の第3回公認心理師試験の受験対象者は、ほぼ想定されていません。

3【区分D】申込みの注意事項

【区分D】の対象者は以下のとおりです（いわゆる科目読替えの対象）。

受験申込区分	法・施行規則	対 象 者
【区分D 1】	法附則第2条第1項第1号 施行規則附則第2条	2017年9月15日より前に大学院の課程を修了した者で、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めた者
【区分D 2】	法附則第2条第1項第2号 施行規則附則第2条	2017年9月15日より前に大学院に入学した者で、同日以後に、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて大学院の課程を修了した者

施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目は、以下のとおりです。

- (1) 保健医療分野に関する理論と支援の展開
 - (2) 次の科目のうち2科目以上
 - ア 福祉分野に関する理論と支援の展開
 - イ 教育分野に関する理論と支援の展開
 - ウ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
 - エ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
 - (3) 次の科目のうち2科目以上
 - ア 心理的アセスメントに関する理論と実践
 - イ 心理支援に関する理論と実践
 - ウ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
 - エ 心の健康教育に関する理論と実践
 - (4) 心理実践実習
- ただし、実習する施設の分野及び時間数は問いません。

上記施行規則附則第2条で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目については、**大学より『公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書』**（29～30ページの記入例を参照）による証明（必要な科目への読替え）を受け、受験申込書に添付する必要があります。

4 【区分E】申込みの注意事項

【区分E】の対象者は以下のとおりです。

受験申込区分	法・施行規則	対 象 者
【区分E】	法附則第2条第1項第3号	2017年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条（※1）で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他施行規則附則第4条（※2）で定める者であって、2017年9月15日以後に大学院において施行規則第2条（※3）で定める科目を修めて修了した者

※1 施行規則附則第3条で定める公認心理師となるために必要な科目は、以下のとおりです。

（1）次の科目のうち3科目以上

- ア 心理学概論
- イ 臨床心理学概論
- ウ 心理学研究法
- エ 心理学統計法
- オ 心理学実験

（2）次の科目のうち4科目以上

- ア 知覚・認知心理学
- イ 学習・言語心理学
- ウ 感情・人格心理学
- エ 神経・生理心理学
- オ 社会・集団・家族心理学
- カ 発達心理学
- キ 障害者・障害児心理学

（3）次の科目のうち2科目以上

- ア 心理的アセスメント
- イ 心理学的支援法
- ウ 心理演習
- エ 心理実習

（4）次の科目のうち2科目以上

- ア 健康・医療心理学
- イ 福祉心理学
- ウ 教育・学校心理学
- エ 司法・犯罪心理学
- オ 産業・組織心理学

（5）次の科目のうち1科目以上

- ア 健康・医療心理学
- イ 人体の構造と機能及び疾病
- ウ 精神疾患とその治療

ただし、「ア 健康・医療心理学」を（4）の科目として読み替えた場合、（5）においてはイ又はウに該当する科目の読替えが必要です。

左記施行規則附則第3条で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目については、大学より『公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書』（31～32ページの記入例を参照。）による証明（必要な科目への読替え）を受け、受験申込書に添付する必要があります。

※2 施行規則附則第4条で定める者は以下のとおりです。

- (1) 2017年9月15日より前に学校教育法による大学に入学した者であって、当該大学において施行規則附則第3条に定める科目を修めて学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められたもの
- (2) 2017年9月15日より前に学校教育法による専修学校の専門課程において文部科学大臣が定める日以後に施行規則附則第3条に定める科目を修めて卒業した者

※3 施行規則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目は、以下のとおりです。

- ア 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- イ 福祉分野に関する理論と支援の展開
- ウ 教育分野に関する理論と支援の展開
- エ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- オ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- カ 心理的アセスメントに関する理論と実践
- キ 心理支援に関する理論と実践
- ク 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- ケ 心の健康教育に関する理論と実践
- コ 心理実践実習（実習の時間が450時間以上のものに限る。）

上記施行規則第2条で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目については、大学より『公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書』（33～34ページの記入例を参照。）による証明を受け、受験申込書に添付する必要があります。

5 【区分F】申込みの注意事項

【区分F】の対象者は以下のとおりです。

受験申込区分	法・施行規則	対 象 者
【区分F】	法附則第2条第1項第4号	2017年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条（※1）で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他施行規則附則第4条（※2）で定める者であって、施行規則第5条（※3）で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条の第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者

※1 施行規則附則第3条で定める公認心理師となるために必要な科目は、以下のとおりです。

（1）次の科目のうち3科目以上

- ア 心理学概論
- イ 臨床心理学概論
- ウ 心理学研究法
- エ 心理学統計法
- オ 心理学実験

（2）次の科目のうち4科目以上

- ア 知覚・認知心理学
- イ 学習・言語心理学
- ウ 感情・人格心理学
- エ 神経・生理心理学
- オ 社会・集団・家族心理学
- カ 発達心理学
- キ 障害者・障害児心理学

（3）次の科目のうち2科目以上

- ア 心理的アセスメント
- イ 心理学的支援法
- ウ 心理演習
- エ 心理実習

（4）次の科目のうち2科目以上

- ア 健康・医療心理学
- イ 福祉心理学
- ウ 教育・学校心理学
- エ 司法・犯罪心理学
- オ 産業・組織心理学

（5）次の科目のうち1科目以上

- ア 健康・医療心理学
- イ 人体の構造と機能及び疾病
- ウ 精神疾患とその治療

ただし、「ア 健康・医療心理学」を（4）の科目として読み替えた場合、（5）においてはイ又はウに該当する科目の読替えが必要です。

左記施行規則附則第3条で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目については、大学より『公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書』（31～32ページの記入例を参照。）による証明（必要な科目への読替え）を受け、受験申込書に添付する必要があります。

※2 施行規則附則第4条で定める者は以下のとおりです。

- (1) 2017年9月15日より前に学校教育法による大学に入学した者であって、当該大学において施行規則附則第3条に定める科目を修めて学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められたもの
- (2) 2017年9月15日より前に学校教育法による専修学校の専門課程において文部科学大臣が定める日以後に施行規則附則第3条に定める科目を修めて卒業した者

※3 施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）は、以下のとおりです（2020年1月現在）。

（参考 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000210738.html>）

	施設名
1	少年鑑別所及び刑事施設
2	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
3	裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所
4	医療法人社団至空会 メンタルクリニック・ダダ
5	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック

上記施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条の第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したことを証明する『プログラム修了証』を受験申込書に添付する必要があります。

6【区分G】申込みの注意事項

- (1) 【区分G】の対象者は、2017年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方で、

文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会（注1）を修了した者

+

施行規則附則第6条に掲げる施設（注2）で、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を、5年以上、常態として週1日以上、業として行った者（注3）

に該当する方になります。

（注1） 厚生労働省ホームページ「公認心理師現任者講習会」に掲げる現任者講習会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000180900.html>

（注2） 53～54ページに記載する施設

（注3）「業として行った者」とは、以下の書類の提出により、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたことが確認された方をいいます。

法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設（注2）		提出書類 ※詳細は21～22ページを確認ください。
ア	施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設	施設の代表者（証明権限のある方）による証明がある「実務経験証明書」 ※ 証明印は個人印ではなく代表者印又は証明権限者の職印を押印してください。 代表者印として個人印を押印する場合又は受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類（※）を添付願います。 ※ 「会社・法人登記簿謄本」、診療所開設届、人事発令書等
イ	国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設	
ウ	上記ア及びイに該当する施設のほか、法人又は個人（原則として税務署に開業の届出を行っている者に限る。）が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設（個人又は法人の私設の相談室等）	施設の代表者（証明権限のある方）による証明がある「実務経験証明書」 + 当該施設又は個人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたことが明確に判断できる資料（※）を添付願います。 【資料は「実務経験証明書」に記載の実務経験期間全てを証明するものを提出する必要があります。】 ※ 「会社・法人登記簿謄本」、「税務署の受付印のある開業届の控え」等

- (2) 適法に、法第2条第1号から第3号までに掲げる業務を業として行っていた方で、2017年9月15日時点で当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない方は、(1)における、2017年9月15日において法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方と同様、【区分G】の対象となります。

【参考】

いわゆる「現任者」の実務経験期間の具体的な考え方の例について

	2012年 9月16日	法施行日 2017年 9月15日	法施行日から5年 を経過しない日 2022年9月14日	
例1		実務経験 5年		受験資格あり
例2	実務経験 5年			受験資格あり
例3	実務経験 4年	1年		受験資格あり
例4		実務経験 4年	1年	受験資格あり
例5	実務経験 5年			受験資格あり
例6	実務経験 4年		1年	受験資格あり
例7	実務経験 3年	1年	1年	受験資格あり
例8	実務経験 5年			受験資格なし
例9	実務経験 4年		1年	受験資格なし

例1～4は、法の施行の際、現に業を行っている者

例5～7は、2017年9月15日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者

※ 実務経験が5年未満の方は、【区分G】には、該当しません。

※ 下記の期間において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を、常態として週1日以上、業として行っていなかった方は、【区分G】には、該当しません。

2012年9月16日～2017年9月15日（法施行日）

公認心理師試験の実務経験の客観的な証明にあたって求められる内容

- (1) 当該施設（法人等）が実際に存在していたこと、代表者が確かに当人であったこと
- (2) 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた期間
- (3) 当該施設（法人等）及び受験申込者本人が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたこと

下表①～④に該当する場合は、「実務経験証明書」に加えて、それぞれ「添付書類の提出が必要な場合」に対応した「実務経験の確認に必要な内容」を証明する「実務経験を客観的に証明する書類等」を受験申込時に提出してください。要件を確認できない場合は、受験申込みを受付できません。

添付書類の提出が必要な場合	実務経験の確認に必要な内容 (すべての要件を満たすこと)	実務経験を客観的に 証明する書類等
①受験申込者が施設又は事業所等の代表者である場合 ②代表者印がない施設又は事業者等が、個人印を押印している場合	(1) 代表者が確かに当人であったこと	※ 原則として、公的な機関が発行したもの等（証拠能力を有するもの）を提出してください（写しでも可）。 ※ 要件が確認できるものをすべて提出してください。 (例)
③法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである個人又は法人の施設の場合（分野施設コード902）	(2) 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた期間 (3) 当該施設（法人等）及び受験申込者本人が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたこと	ア 会社・法人登記簿謄本 イ 税務署の受付印のある開業届の控え ウ 自治体又は他法人等との事業委託書や契約書 エ 法人税・事業税、所得税確定申告書 オ 雇用契約書や委嘱状 カ 公的機関が発行した登録証又は認定証 キ 定款（原本証明や公印による組織での承認があったもの） ク 年金の記録に関する書類 ケ 雇用保険の記録に関する書類 コ その他「実務経験の確認に必要な内容」が確認できる書類
④所属していた施設又は事業所が廃業（閉鎖）した場合や施設又は事業所の文書保存期間経過等の理由で記録が処分された場合	(1) 当該施設（法人等）が、実際に存在していたこと (2) 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた期間 (3) 当該施設（法人等）及び受験申込者本人が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたこと	

(*) 実務経験を客観的に証明する書類（分野施設コード902）の提出について

- 公的な機関が発行した「実務経験を客観的に証明する書類等」を必ず提出してください。
例えば、税務署の受付印のない開業届の控えは無効となります。
- 「実務経験証明書」における実務経験期間（開始日等）と会社・法人登記簿謄本や開業届年月日などに不整合がある場合は、実務経験期間として認められません。
- 申告内容に錯誤や虚偽があった場合及び添付書類で客観的に「実務経験の確認に必要な内容」が証明されないと判断された場合は、受験資格が認められませんのでご注意ください。
また、事後に、受験申込みにあたって虚偽又は不正の事実が認められた場合も、その受験は停止又は無効となります。
- センターからの通知により、追加で提出書類が必要となった際は、速やかに提出してください。提出いただけない場合は、受験資格が認められません。
- 外国における実務経験についても、「実務経験を客観的に証明する書類等」の提出により、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたと認められる可能性があります。詳細は、センターにメール（info@jcpp.or.jp）でお問い合わせください。

実務経験を客観的に証明する書類（分野施設コード902）

チェックシートの利用方法

【チェックシートの利用について】

- お手元で分野施設コード902の「実務経験証明書」に係る書類の提出状況を確認するためのものですので、受験申込みの際にチェックシートの提出は必要ありません。
- また、ご自身でチェックが埋められたとしても、受験資格はセンターの審査によって判定しますのでご注意ください。
- チェックシートの記入内容について、電話やメール等で個別のお問い合わせは原則として受け付けません。
- 審査結果に関する個別の照会にも応じることはできません。
- 「実務経験証明書」が多数の場合、チェックシートのページを複数枚コピーしてご利用ください。

【記入見本】

シート①

提出書類	法人等の名称
☒ ア 会社・法人登記簿謄本	カ 公的機関が発行した登録証又は認定証
☐ イ 税務署の受付印のある開業届の控え	キ 定款
☐ ウ 自治体又は他法人等との事業委託書や契約書	ク 年金の記録に関する書類
☐ エ 法人税・事業税、所得税確定申告書	ケ 雇用保険の記録に関する書類
☐ オ 雇用契約書や委嘱状	コ その他の書類（ ）

公的な証明が確認できるか

☐ 公印による原本証明（ ）	☒ 税務署等の受付印による証明（ ア ）
☐ 公証役場による証明（ ）	☐ e-tax等の電子証明（ ）

公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていること及び業として行っている期間が確認できるか（複数チェック可）

☐ 法第2条第1号（※1）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☒ 法第2条第2号（※2）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☒ 法第2条第3号（※3）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。

※1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
 ※2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 ※3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

実務経験証明書
枚目
全 枚

当該シートに係る法人等の名称を記入してください。

ア～コのうち提出するものを選択し○印を付けてください。

該当の書類がない場合は（ ）内に書類名をお書きください。

どれかに必ずチェックしてください。（ ）内には、提出書類ア～コをメモとして記入いただけます。

確認できる項目にチェックしてください（複数チェック可）。公的な証明が確認できても、業及び期間の証明が必須です。

実務経験を客観的に証明する書類（分野施設コード902）

チェックシート ※受験申込みの際に提出の必要はありません。

シート①

実務経験
証明書

枚目

全 枚

提出書類		法人等の名称	
ア	会社・法人登記簿謄本	カ	公的機関が発行した登録証又は認定証
イ	税務署の受付印のある開業届の控え	キ	定款
ウ	自治体又は他法人等との事業委託書や契約書	ク	年金の記録に関する書類
エ	法人税・事業税、所得税確定申告書	ケ	雇用保険の記録に関する書類
オ	雇用契約書や委嘱状	コ	その他の書類（

公的な証明が確認できるか

☐ 公印による原本証明（ ）	☐ 税務署等の受付印による証明（ ）
☐ 公証役場による証明（ ）	☐ e-tax等の電子証明（ ）

公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていること及び業として行っている期間が確認できるか（複数チェック可）

☐ 法第2条第1号（※1）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☐ 法第2条第2号（※2）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☐ 法第2条第3号（※3）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。

※1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。

※2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

※3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

シート②

実務経験
証明書

枚目

全 枚

提出書類		法人等の名称	
ア	会社・法人登記簿謄本	カ	公的機関が発行した登録証又は認定証
イ	税務署の受付印のある開業届の控え	キ	定款
ウ	自治体又は他法人等との事業委託書や契約書	ク	年金の記録に関する書類
エ	法人税・事業税、所得税確定申告書	ケ	雇用保険の記録に関する書類
オ	雇用契約書や委嘱状	コ	その他の書類（

公的な証明が確認できるか

☐ 公印による原本証明（ ）	☐ 税務署等の受付印による証明（ ）
☐ 公証役場による証明（ ）	☐ e-tax等の電子証明（ ）

公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていること及び業として行っている期間が確認できるか（複数チェック可）

☐ 法第2条第1号（※1）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☐ 法第2条第2号（※2）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☐ 法第2条第3号（※3）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。

※1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。

※2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

※3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

シート③

実務経験
証明書

枚目

全 枚

提出書類	法人等の名称	
ア 会社・法人登記簿謄本	カ 公的機関が発行した登録証又は認定証	
イ 税務署の受付印のある開業届の控え	キ 定款	
ウ 自治体又は他法人等との事業委託書や契約書	ク 年金の記録に関する書類	
エ 法人税・事業税、所得税確定申告書	ケ 雇用保険の記録に関する書類	
オ 雇用契約書や委嘱状	コ その他の書類（ ）	

公的な証明が確認できるか

☐ 公印による原本証明（ ）	☐ 税務署等の受付印による証明（ ）
☐ 公証役場による証明（ ）	☐ e-tax等の電子証明（ ）

公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていること及び業として行っている期間が確認できるか（複数チェック可）

☐ 法第2条第1号（※1）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☐ 法第2条第2号（※2）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。
☐ 法第2条第3号（※3）に掲げる行為の業及び期間が確認できる。

※1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。

※2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

※3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

Ⅲ 提出書類と記入例

1 受験申込書の記入例

記入方法	鉛筆又は シャープペンシル(HB)	第3回 公認心理師試験受験申込書		03
フリガナ	(セイ) シンリ (メイ) ハナコ	氏名		※ 事務使用欄
氏名	心理 花子			
生年月日 (西暦)	××××年××月××日			
性別	☐ 男 ☒ 女	東京都		
現住所	〒××××-×××× 東京都 ××区××町×-×-×			
連絡先等住所	〒□□□□-□□□□ 都道府県			
固定電話番号	××(××××)××××	携帯電話番号	×××(××××)××××	
受験希望地	☒ 北海道 ☐ 宮城県 ☐ 東京都 ☐ 愛知県 ☐ 大阪府 ☐ 岡山県 ☐ 福岡県			
新規受験者は、下記の該当する受験申込区分の□に✓を記入してください。				
受験申込区分	資格該当項目	受験のための要件に必要な詳細		
☐ 区分A	法第7条第1号	同封する「卒業証明書・科目履修証明書[区分A、B用]」及び「修了証明書・科目履修証明書[区分A、E用]」に記載のとおり		
☐ 区分B	法第7条第2号	同封する「卒業証明書・科目履修証明書[区分A、B用]」及び「プログラム修了証明書原本」又は「プログラム修了証原本」に記載のとおり		
☐ 区分C	法第7条第3号	同封する「公認心理師試験受験資格認定書の写し」又は「公認心理師試験受験資格認定証明書」に記載のとおり		
☐ 区分D1	法附則第2条第1項第1号	同封する「修了証明書・科目履修証明書[区分D用]」に記載のとおり		
☐ 区分D2	法附則第2条第1項第2号	同封する「修了証明書・科目履修証明書[区分D用]」に記載のとおり		
☐ 区分E	法附則第2条第1項第3号	同封する「卒業証明書・科目履修証明書[区分E、F用]」及び「修了証明書・科目履修証明書[区分A、E用]」に記載のとおり		
☐ 区分F	法附則第2条第1項第4号	同封する「卒業証明書・科目履修証明書[区分E、F用]」及び「プログラム修了証明書原本」又は「プログラム修了証原本」に記載のとおり		
☒ 区分G	法附則第2条第2項	同封する「実務経験証明書」及び「公認心理師現任者講習会修了証明書原本」又は「公認心理師現任者講習会修了書原本」に記載のとおり		
再受験者(過去の公認心理師試験で受験票が交付された方)は、下記の□に✓を記入してください。また、受験資格に係る証明書に代わる受験票又は試験結果通知書の提出が必要です。				
☐ 再受験者	提出する受験票の試験実施回数	第	回	提出する受験票の受験番号
受験上の配慮を希望する方(妊産婦、授乳希望の方を含む。)の配慮申請 ☐ 希望する				
上記により、公認心理師試験を受験したいので申し込みます。 (以下は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。消せるボールペンは使用不可です。)				
(西暦)2020年××月××日				
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿				
氏名 心理 花子				

鉛筆で記入

でボールペン記入

① 氏名は、必ず受験申込日時点における戸籍（外国籍の方は住民票）に記載された氏名を記入してください（フリガナはカタカナで記入）。

結婚等により受験申込書の氏名と証明書等の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず提出してください。

② 現住所を郵便番号から間違いのないように楷書で記入してください（受験票等の通知書類の送付先となります。）。建物名や、〇〇様方など郵便物が届く住所を記入してください。

③ 固定電話番号・携帯電話番号は、どちらか1つは必ず記入してください。
なお、平日9時～17時で必ず連絡をとることができる番号を記入してください。
センターより確認のお電話をさせていただく場合があります。

④ 受験希望地を1つだけ選択し、チェックしてください。
なお、申込後に希望した受験希望地の変更はできません。

⑤ 〈新規受験者〉 受験申込者本人の該当する受験申込区分を必ず1つだけ選択し、チェックしてください。「区分A」・「区分B」については、第3回公認心理師試験の受験対象としてほぼ想定されていません。

⑥ 〈再受験者〉 過去に実施された公認心理師試験で受験票が交付され、不合格又は試験を欠席した方は、チェックし、受験番号を記入の上受験票又は結果通知書（いずれも原本）を添付してください。

⑦ 配慮を希望する場合は、第3回公認心理師試験受験申込書とは別にセンターへ配慮申請書の提出が必要となります。

※詳しくは9～10ページの「受験上の配慮を希望する方（妊産婦、授乳希望の方を含む。）の配慮申請」をご確認ください。

⑧ 受験申込者本人の氏名と記入日を必ず記入してください（記入には、ボールペン又は万年筆を使用してください。消せるボールペンは使用不可です。）。

2 写真・受験手数料「振替払込受付証明書」貼付用紙の記入例

03

事務使用欄

※この欄には記入しないでください。

第3回 公認心理師試験 写真・受験手数料「振替払込受付証明書」貼付用紙

フリガナ	シンリ ハナコ
申込者氏名	心理 花子

振替払込受付証明書(お客さま用)
(郵便局⇒ご依頼人)
この受付証明書に日附印を押印し、依頼人に交付してください。

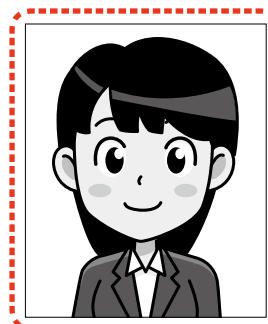
口座記号番号	0 0 1 7 0 - 4 - 2 6 6 0 7 5
加入者名	一般財団法人 日本心理研修センター
払込金額	千 百 十 万 千 百 十 円 2 8 7 0 0
ご依頼人住所氏名	〒×××-×××× ※(住所) 東京都××区××町××-×× ※(氏名) 心理 花子 ※(電話) ×××-××××-××××
〔郵便局へ〕⇒日附印を押印	

○必ず日附印をご確認ください
○この用紙を「第3回公認心理師試験写真・受験手数料振替払込受付証明書」貼付用紙に貼り付けてください

日附印

日附印

(承認番号東証第2235号) (日本心理研修センター提出用)



- ・6か月以内に撮影した写真を貼付してください。
- ・写真の裏面に受験申込日時点における氏名・生年月日を記入してください。
- ・写真は縦4.5cm 横3.5cmの証明写真をのり付けしてください。
- ・脱帽して正面から撮影した写真を使用してください。

※最後にご確認の上、チェックしてください。

申込者 チェック欄	氏名の記入 ☒	振替払込受付 証明書貼付 ☒	顔写真貼付 ☒
--------------	--	--	--

事務使用欄

A B C

— — —

— — —

※この欄には記入しないでください。

- ・受験手数料は28,700円です。
- ・必ず同封の「3連式払込用紙」を使い「ゆうちょ銀行(郵便局)」の窓口で払込後、日附印のある「振替払込受付証明書(お客さま用)」を全面のり付けで貼り付けてください。ATMは使用できません。
- ・払込者(「ご依頼人」欄)は、受験申込者本人の氏名を記入してください。
- ・払込は2020年4月8日(水)までの日附印のあるものに限り受け付けます。
- ・払込の際に必要な「手数料」は、払込者負担となります。
- ・日本心理研修センターから領収証は発行しません。「振替払込請求書兼受領証」(本人控え用)が領収証となります。
- ・受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません(公認心理師法第9条第2項の規定)。
- ・書類を提出いただく際は、「受験の手引」の記入例を参考に、提出書類に漏れが無いご確認ください。

※裏面の調査にご協力をお願いします。

「振替払込受付証明書(お客さま用)」を上記の所定位置に必ず貼り付けてください(コピー不可)。

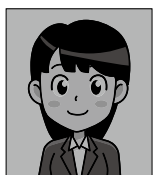
- ・ 6 か月以内に撮影した写真を貼付してください。
- ・ 写真の裏面に必ず受験申込日時点における戸籍（外国籍の方は住民票）に記載された氏名・生年月日を記入してください。
- ・ 写真は縦4.5cm、横3.5cmの証明写真をのり付けしてください（スナップ写真は不可）。
- ・ 脱帽して正面から撮影した写真を使用してください（サングラス・マスク不可）。
- ・ 写真は試験時の本人確認に使用します。
- ・ 顔写真は下記の良い例・悪い例を確認の上、用意してください。

顔写真の良い例

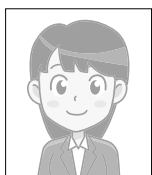
顔写真の悪い例



○



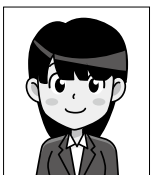
×濃い



×薄い



×背景が暗い



×髪が目にかかっている



×正面を向いていない



×背景に色々写り込んでいる

ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で払い込み後、日附印が押印されているか確認してください。日附印のない振替払込受付証明書は受付できません。

記入と貼付後に必ずチェックしてください。

払込取扱票（受付証明書付き）		振替払込請求書兼受領証（受付証明書付き）		振替払込受付証明書（お客さま用） （郵便局へご依頼人） この受付証明書に日附印を押印し、依頼人に交付してください。	
00 東京	口 振 記 号 番 号	0 0 1 7 0 4	2 6 6 0 7 5	0 0 1 7 0 4	2 6 6 0 7 5
加入者名	金額	千 百 十 万 千 百 十 円	2 8 7 0 0	加入者名	金額
一般財団法人 日本心理研修センター	金 額	千 百 十 万 千 百 十 円	2 8 7 0 0	一般財団法人 日本心理研修センター	金 額
（郵便局へ）受付証明書に日附印を押印し依頼人に交付	料 金	千 百 十 万 千 百 十 円	2 8 7 0 0	（郵便局へ）受付証明書に日附印を押印し、依頼人に交付してください。	料 金
郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 XXX-XXXX-XXXX	備考	氏 名	心理 花子	郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 XXX-XXXX-XXXX	備考
住所 東京都XXX区XX町X-X-X	日 附 印	ご依頼人住所氏名	心理 花子	住所 東京都XXX区XX町X-X-X	日 附 印
（フリガナ） シン リ ハナコ	日 附 印	料 金	円 日 附 印	（フリガナ） シン リ ハナコ	日 附 印
氏名 心理 花子	日 附 印	備 考	日 附 印	氏名 心理 花子	日 附 印
○氏名のフリガナも必ず記入ください。 ○払込期限2020年4月8日（水）厳守 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 ○金額の訂正はできません。 必ずゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で払い込んでください。 ATMは使用しないでください。	日 附 印	この受領証は、大切に保管してください。	日 附 印	○必ず日附印をご確認ください ○この用紙を「第3回公認心理師試験写真・受験手数料振替払込受付証明書」貼付用紙に貼り付けてください	日 附 印
ご依頼人欄に、おとことおなまえをご記入ください。（承認番号東証57308号） これより下部には何も記入しないでください。	日 附 印		日 附 印	（承認番号東証2235号）	日 附 印

写真・受験手数料「振替払込受付証明書」貼付用紙裏面の「調査のお願い」については、公認心理師の普及や制度の推進及び第3回公認心理師試験受験者の属性等を把握するため、調査にご協力をお願いします。この調査は任意です。

なお、「調査のお願い」に記入いただいた内容は、受験資格の有無、試験の可否とは関係ありません。

※ 受験申込時の「実務経験証明書」には受験資格に必要な内容のみが記載されている場合がありますので、本調査書の記入内容が「実務経験証明書」と異なっても結構です。

本調査書において提出いただいた個人情報については、67ページに記載のとおり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」をはじめ、関係法令、ガイドライン等を遵守し、適切に取り扱います。

3 【区分D】 修了証明書・科目履修証明書の記入例

・「修了証明書・科目履修証明書」は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

大学院用

【受験申込区分】
区分D

修了

公認心理師試験

修了証明書・科目履修証明書

〔公認心理師法施行規則附則第2条に規定する科目〕

フリガナ	心理	ハナコ	生年月日
氏名	(姓) 心理	(名) 花子	①
大学院名	〇〇大学大学院		
研究科・専攻	〇〇研究科 △△△専攻		
入学年月	(西暦) XXXX 年 XX 月	修了年月	(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日 生

大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	☑	〇〇〇〇論
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	☑	△△△△学
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	☐	
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	☑	××××論
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	☐	
上記Iの5科目のうち、履修した科目数		3	左記Iの5科目のうち、1を含む3科目以上を履修すること

大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
II	6 心理的アセスメントに関する理論と実践	☑	▽▽▽▽△実習、◆◆◆◆論
	7 心理支援に関する理論と実践	☑	□□□□論
	8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	☑	◇◇◇◇◇論、●●●●論
	9 心の健康教育に関する理論と実践	☐	
上記IIの4科目のうち、履修した科目数		3	左記IIの4科目のうち、2科目以上を履修すること

大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
III	10 心理実践実習	☑	〇〇〇〇〇〇実習
	上記IIIの10の履修		1

左記IIIの10については、必ず履修する。ただし、施設分野及び時間数は問わない。

【注】 上の必要科目に対応している科目の開講科目を、上の必要科目に対応する科目として記入することはできません。（「履修」欄は、履修した科目の☐に☑点でチェックしてください。また履修していない科目の☐を取り消し線で消してください。）

2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。

4 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。

【参考】 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学院において、大学院における必要科目と定められた上記科目を修めてその課程を修了したことを、証明します。

(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日

所在地 東京都〇〇区〇〇町 ×-×-×

大学名 〇〇〇〇大学

大学代表者氏名 〇〇 〇〇

印

証明書作成時の注意事項

証明書を発行される方へ

- ※ 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受付できません。
- ※ 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者・学校長等の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- ※ 証明書は、受験資格の要件を満たす場合にのみ発行してください。

受験を申し込まれる方へ

- ※ 本人による証明や証明内容の訂正はできません。
- ※ 複数の大学等で履修した科目を合算することは認められません。
- ※ 記入されている科目数が正しいか、記載内容に相違がないか、センターに提出する前にご自身で確認してください。相違がある場合は、大学による訂正又は正当な証明書の再発行が必要になります。
- ※ 「受験申込書」と「修了証明書・科目履修証明書」の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（※外国籍の方は住民票「マイナンバーの記載のないもの」）。
- ※ 14ページの【区分D】申込みの注意事項をよくご確認ください。
- ※ 64ページのQ & A（Q8～Q10）もご確認ください。

- ①・氏名：フリガナを忘れず記入してください。
- ・生年月日：西暦で記入してください。
 - ・大学院名・研究科・専攻：在籍した研究科・専攻の名称を記入してください。
 - ・年度ではなく、入学及び修了した年月を西暦で記入してください。

- ② 平成29年9月15日付「文科初第881号・障発0915第9号公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて（別表2）」に記載の各科目ごとの「含まれる事項」を確認の上、記入願います。

- ※ 1つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目とすることはできません。
- ※ 法においては、大学・大学院で必要な科目を修めてから卒業・修了することが要件の一つとなっていることから、卒業・修了後に科目等履修生制度を活用して履修した科目は、受験資格の要件として認められません。

- ③ 履修のチェック欄（□）には、チェック ☒ 又は罫線 ☐ のいずれかの記入が必要です。

- ④ 証明書の発行日を西暦で記入し、所在地・大学名・大学代表者氏名を記入し、学長等の証明権限を有する者の証明印を押印してください。

4 【区分E】【区分F】卒業証明書・科目履修証明書の記入例

※ 【区分A】【区分B】の第3回公認心理師試験の受験対象者は、ほぼ想定されていませんので、様式はありません。

- ・「卒業証明書・科目履修証明書」は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

事務使用欄

大学用

【受験申込区分】
区分E 区分F 卒業

公認心理師試験
卒業証明書・科目履修証明書
【公認心理師法施行規則附則第3条に規定する科目】

フリガナ 氏名	(セイ) シンリ 心理	(メイ) ハナコ 花子	生年月日	1
大学名	〇〇大学			
学部・学科・コース	〇〇学部 〇〇学科 〇〇コース			
入学年月	(西暦) XXXX 年 XX 月	卒業年月	(西暦) XXXX 年 XX 月	(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日 生

大学における必要な科目	履修	対応する開講科目
I 1 心理学概論	✓	〇〇〇〇学
2 臨床心理学概論	✓	△△△△学
3 心理学研究法	✗	
4 心理学統計法	✓	◇◇◇◇論
5 心理学実験	✗	
上記Iの5科目のうち、履修した科目数	3	上記Iの5科目のうち、3科目以上を履修すること。
大学における必要な科目	履修	対応する開講科目
II 6 知覚・認知心理学	✓	□□□□学
7 学習・言語心理学	✓	●●●●論
8 感情・人格心理学	✗	
9 神経・生理心理学	✗	
10 社会・集団・家族心理学	✓	▲▲▲▲学
11 発達心理学	✓	■●●●論
12 障害者・障害児心理学	✗	
上記IIの7科目のうち、履修した科目数	4	上記IIの7科目のうち、4科目以上を履修すること。
大学における必要な科目	履修	対応する開講科目
III 13 心理的アセスメント	✓	◆◆◆◆学
14 心理学的支援法	✗	
15 心理演習	✗	
16 心理実習	✓	◎◎◎◎◎実習
上記IIIの4科目のうち、履修した科目数	2	上記IIIの4科目のうち、2科目以上を履修すること。ただし、16については、施設分野及び時間数を問わない。

事務使用欄

大学用

【受験申込区分】
区分E 区分F 卒業

公認心理師試験
卒業証明書・科目履修証明書
【公認心理師法施行規則附則第3条に規定する科目】

フリガナ 氏名	(セイ) シンリ 心理	(メイ) ハナコ 花子	生年月日	1
大学名	〇〇大学			
学部・学科・コース	〇〇学部 〇〇学科 〇〇コース			
入学年月	(西暦) XXXX 年 XX 月	卒業年月	(西暦) XXXX 年 XX 月	(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日 生

大学における必要な科目	履修	対応する開講科目
IV 17 健康・医療心理学 (※)	✓	▽▽▽▽論
18 福祉心理学	✓	☆☆☆☆学
19 教育・学校心理学	✗	
20 司法・犯罪心理学	✗	
21 産業・組織心理学	✗	
上記IVの5科目のうち、履修した科目数	2	上記IVの5科目のうち、2科目以上を履修すること。 ※17をVとして履修した場合は、18から21までのうち2科目を履修すること。
大学における必要な科目	履修	対応する開講科目
V 17 健康・医療心理学 (※)	✗	
22 人体の構造と機能及び疾病	✗	
23 精神疾患とその治療	✓	★★★★論
上記Vの3科目のうち、履修した科目数	1	上記Vの3科目のうち、1科目以上を履修すること。 ※17をVとして履修した場合は、頁の※を参照。

(注) 1 大学における必要な科目に該当する科目を履修していることを証明する必要がある。2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。(消せるボールペン・鉛筆・シャープペン等) 4 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。

【参考】
法第22条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師がいづれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学において、大学における必要な科目と定められた上記科目を修めて卒業したことを証明します。

(西暦)
XXXX 年 XX 月 XX 日

所在地
東京都〇〇区〇〇町 X-X-X-X

大学名
〇〇〇〇大学

大学代表者氏名
〇〇 〇〇

印

事務使用欄
※何も記入しないでください。

証明書作成時の注意事項

証明書を発行される方へ

- ※ 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受付できません。
- ※ 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者・学校長等の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- ※ 証明書は、受験資格の要件を満たす場合にのみ発行してください。

受験を申し込まれる方へ

- ※ 本人による証明や証明内容の訂正はできません。
- ※ 複数の大学等で履修した科目を合算することは認められません。
- ※ 記入されている科目数が正しいか、記載内容に相違がないか、センターに提出する前にご自身で確認してください。相違がある場合は、大学による訂正又は正当な証明書の再発行が必要になります。
- ※ 「受験申込書」と「卒業証明書・科目履修証明書」の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（※外国籍の方は住民票「マイナンバーの記載のないもの」）。
- ※ 15～18ページの【区分E】【区分F】申込みの注意事項をよくご確認ください。

- ① ・氏名：フリガナを忘れず記入してください。
- ・生年月日：西暦で記入してください。
- ・大学名・学部・学科・コース：在籍した学部・学科・コースの名称を記入してください。
- ・年度ではなく、入学及び卒業した年月を西暦で記入してください。

- ② 平成29年9月15日付「文科初第879号・障発0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について（別表1）」に記載の各科目ごとの「含まれる事項」を確認の上、記入願います。

※ 1つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目とすることはできません。

※ 法においては、大学で必要な科目を修めてから卒業することが要件の一つとなっていることから、卒業後に科目等履修生制度を活用して履修した科目は、受験資格の要件として認められません。

- ③ 履修のチェック欄（□）には、チェック☑又は罫線☐のいずれかの記入が必要です。

- ④ 証明書の発行日を西暦で記入し、所在地・大学名・大学代表者氏名を記入し、学長等の証明権限を有する者の証明印を押印してください。

5 【区分E】修了証明書・科目履修証明書の記入例

※ 第3回公認心理師試験では、【区分A】での申込みはほぼ想定されていません。

・「修了証明書・科目履修証明書」は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

事務使用欄		【受験申込区分】	
大学院用		区分A	区分E
修了			

公認心理師試験

修了証明書・科目履修証明書

[公認心理師法施行規則第2条に規定する科目]

フリガナ	(セイ) シン リ	(メイ) ハナ コ	生 年 月 日 ①
氏 名	(姓) 心 理	(名) 花 子	
大学院名	〇〇大学大学院		
研究科・専攻	〇〇研究科 △△△専攻		
入学年月	(西暦) ××××年 ××月	修了年月	(西暦) ××××年 ××月
			(西暦) ××××年 ××月 ××日 生

大学院における必要な科目	
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開
2	福祉分野に関する理論と支援の展開
3	教育分野に関する理論と支援の展開
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開
6	心理的アセスメントに関する理論と実践
7	心理支援に関する理論と実践
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
9	心の健康教育に関する理論と実践
10	心理実践実習（実習の時間が450時間以上のものに限る。）

(注) 1 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

2 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。

3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。

【参考】
法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学院において、大学院における必要な科目と定められた上記科目又は同科目に該当するものとして取り扱う開講科目（※）をすべて修めてその課程を修了したことを、証明します。

※ 平成29年9月15日付「文科初第879号・障発0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について」参照

(西暦) ××××年 ××月 ××日 ③ 所在地 東京都〇〇区〇〇町 ×-×-× 大学名 〇〇〇〇大学 大学代表者氏名 〇〇 〇〇	印
--	---

事務使用欄
 ※何も記入しないでください。

A
E

証明書作成時の注意事項

証明書を発行される方へ

- ※ 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受付できません。
- ※ 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者・学校長等の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。又、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- ※ 証明書は、受験資格の要件を満たす場合にのみ発行してください。

受験を申し込まれる方へ

- ※ 本人による証明や証明内容の訂正はできません。
- ※ 複数の大学等で履修した科目を合算することは認められません。
- ※ 「受験申込書」と「修了証明書・科目履修証明書」の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（※外国籍の方は住民票「マイナンバーの記載のないもの」）。
- ※ 15～16ページの【区分E】申込みの注意事項をよくご確認ください。

- ① ・氏名：フリガナを忘れず記入してください。
- ・生年月日：西暦で記入してください。
 - ・大学院名・研究科・専攻：在籍した大学院研究科・専攻の名称を記入してください。
 - ・年度ではなく、入学及び修了した年月を西暦で記入してください。

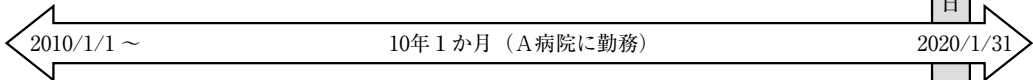
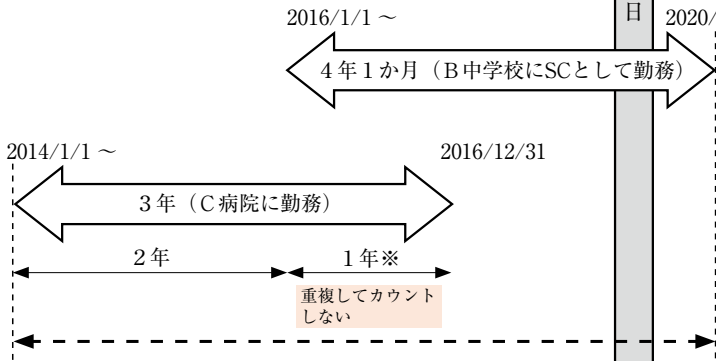
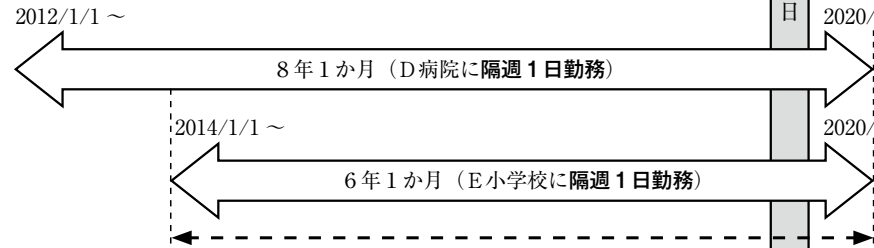
- ② 平成29年9月15日付「文科初第879号・障発0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について（別表2）」に記載の各科目ごとの「含まれる事項」と、開講科目の内容との対応を各大学等で確認してください。
- ※ 法においては、大学院で必要な科目を修めてから修了することが要件の一つとなっていることから、修了後に科目等履修生制度を活用して履修した科目は、受験資格の要件として認められません。

- ③ 証明書の発行日を西暦で記入し、所在地・大学名・大学代表者氏名を記入し、学長等の証明権限を有する者の証明印を押印してください。

6 【区分G】実務経験証明書の記入例

「実務経験証明書」は、証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が作成するもので、受験申込者が作成するものではありません。

【法附則第2条第2項第2号の「実務経験証明書」記入事例パターン】 ※2020年1月31日に証明書を作成した場合
※法施行日は平成29(2017)年9月15日

具 体 例	業務を行った期間
例1. 単一の施設において業務を行った場合 (38ページの「例1」記入見本参照)  2010/1/1 ~ 10年1か月 (A病院に勤務) 2020/1/31 「実務経験証明書」に係る提出書類 【例1は、施行規則第5条第5号の施設で実務を経験した例】 ○ 施設の代表者による「実務経験証明書」 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付	10年1か月
例2. 異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合 (39～40ページの「例2」記入見本参照)  2014/1/1 ~ 3年 (C病院に勤務) 2016/12/31 2016/1/1 ~ 4年1か月 (B中学校にSCとして勤務) 2020/1/31 2016/1/1 ~ 1年※ (重複してカウントしない) 「実務経験証明書」に係る提出書類 【例2は、施行規則第5条第1号の施設と第5号の施設で、一部期間を重複しながら実務を経験した例】 ○ 施設の代表者による「実務経験証明書」 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付	通算6年1か月 ※2つの施設からの「実務経験証明書」の実務経験期間を合計すれば7年1か月になるが、期間を重複して2つの施設に勤務した場合、重複期間は2年と数えず、1年と数える(3つ以上の場合も同様)。 ※学校にスクールカウンセラーとして勤務する場合、学校の夏休み等長期間勤務をしない期間があるが、その他の月においては、週1日以上勤務をしているということであれば、「常態として週1日以上」と考えて差し支えない。
例3. 週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合 (41～42ページの「例3」記入見本参照)  2012/1/1 ~ 8年1か月 (D病院に隔週1日勤務) 2020/1/31 2014/1/1 ~ 6年1か月 (E小学校に隔週1日勤務) 2020/1/31 「実務経験証明書」に係る提出書類 【例3は、施行規則第5条第5号の施設と第25号の施設で、一部期間を重複して、いずれも隔週1日(2施設あわせて週1日)の勤務により実務を経験した例】 ○ 施設の代表者による「実務経験証明書」 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付	通算6年1か月 ※2つの施設からの「実務経験証明書」の実務経験期間を合計すれば14年2か月になるが、「常態として週1日以上」の勤務となるのは、いずれも隔週1日勤務のD病院とE小学校を同じ期間に勤務していた6年1か月となる。

具 体 例		業務を行った期間
例4. 法施行時点(2017年9月15日)で業務の休止期間が5年未満である場合 (43ページの「例4」記入見本参照) 2006/5/1 ~ 2012/12/31 6年8か月 (D市教育委員会に勤務) 2012/12/31 ~ 2020/1/31 4年9か月休止 ※休止中の場合、法施行日時点で5年を経過していないこと。		法施行日 6年8か月 法施行日時点休止中 ※休止期間が5年を超える場合は、法附則第2条第2項に該当しない。
「実務経験証明書」に係る提出書類 【例4は、施行規則第5条第26号の施設のうち、国又は地方公共団体が心理支援を行っている施設(この例の場合、教育委員会教育相談室)で実務を経験した例】 ○ 施設の代表者による「 実務経験証明書 」 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付		
例5. 私設相談室(法人組織)勤務の場合 (44ページの「例5」記入見本参照) 2015/1/1 ~ 2020/1/31 5年1か月(法人組織の私設相談室に勤務)		法施行日 5年1か月
「実務経験証明書」に係る提出書類 【例5は、施行規則第5条第26号に該当する可能性のある施設(公益財団法人等法人組織)で実務を経験した例】 ○ 当該施設が法第2条第1号から第3号に掲げる行為を業として行っていることが明記された書類(「会社・法人登記簿謄本」、「税務署の受付印のある開業届の控え」等で、当該施設が上記業務を行っていることが明確に判断できるもの) ○ 当該施設の代表者による「 実務経験証明書 」 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付		
例6. 個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合 (45ページの「例6」記入見本参照) ※相談室を設けず、個別に業務を行っている場合も同様 2014/5/1 ~ 2020/1/31 5年9か月(個人で心理相談を実施)		法施行日 5年9か月
「実務経験証明書」に係る提出書類 【例6は、施行規則第5条第26号に該当する可能性のある施設(個人)で実務を経験した例】 ○ 受験者本人が開業した施設が法第2条第1号から第3号に掲げる行為を業として行っていることが、明記された書類(「税務署の受付印のある開業届の控え」等で、当該施設(又は受験申込者)が上記業務を行っていることが明確に判断できるもの) ○ 当該施設の代表者による「 実務経験証明書 」 ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付		

※ 参照ページをよくお読みいただき、ご記入ください。

【区分G】申込みの注意事項 19ページから24ページ

【区分G】実務経験証明書の記入例 35ページから36ページ及び38ページから45ページ

実務経験証明書の記入について 37ページ

【実務経験証明書の記入について】

〈受験を申し込まれる方へ〉

- (1) 1つの施設では実務経験期間が不足する方でも、異なる複数の施設での実務経験期間を合算することで受験資格を満たせば受験申込みができます。
- (2) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」より「実務経験証明書」の作成に必要な部分（受験資格、分野施設コード及びこの証明書の記入例等）を示してください。
- (3) 「受験申込書」と「実務経験証明書」の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（※外国籍の方は住民票 [マイナンバーの記載のないもの]）。
- (4) 「実務経験証明書」には、2012年9月16日から2017年9月15日までの間の実務経験期間を証明する「実務経験証明書」が必要です（20ページ参照）。
- (5) 実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。実務経験期間の合計が5年（1,825日）以上となるか必ずご自身で確認してください。
- (6) 受験申込書類郵送時には、受験資格に必要な「実務経験証明書」がすべて封入されていることを必ず確認してください。

〈施設の方（証明書を発行する方）へ〉

- (1) 分野施設コード（53～54ページ）を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の内容に不備がある場合は、受付できません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効です。
- (3) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、写しを保存してください。
- (4) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします。
- (5) 実務経験期間の終期は証明書作成日より後にならないように記入してください。
- (6) 産休期間及び育休期間を実務経験に含めることはできません。休暇を取得した期間を除き、「実務経験証明書」を休暇前後で分けて作成してください。
- (7) 以下のような場合は、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行ったとは認められません。
 - ・心理に関する支援を行っている事業所であっても受付・管理等の業しか行っていない。
 - ・実際に、心理に関する支援を要する者又はその関係者に対し業を行っていない。
 - ・大学等の教育課程の一環として行われる実習
 - ・スーパービジョン、カウンセラー養成、講演会、講習会、セミナーの講師等（法第2条第4号に含まれるもの）

「例1（単一の施設において業務を行った場合）」の記入見本

記入・押印箇所はすべて埋めてください。「実務経験証明書」の裏面もよくご確認ください。

代表者及び証明書作成者記入欄

本人記入欄

(事務使用欄)		03	
		【受験申込区分】 区分G 複数枚数を必要の場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
第3回公認心理師試験 実務経験証明書 〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕			
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿			
法人等の名称	医療法人○○会 A病院		
所在地	〒××××-×××× 東京都○○区××町×-×-×		
連絡先	☎ 03-××××-××××		
代表者	役職	氏名	代表者印
代表者	病院長	○○ ○○	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印
証明書作成者	事務長	△△ △△	印
※以下のいずれかにチェックをいれてください。			
☒ ③ 週1日以上勤務	代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上勤務を1か月に【A】週】業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。 注1 法第2条 第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。 【参考】 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。 第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合 ←【A】に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）		
☐ ④ 週1日未満の勤務			
施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。 記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。			
フリガナ	(セイ) シン リ	(メイ) ハナコ	生年月日
④ 氏名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日
⑤ 勤務先名（部署名）	医療法人○○会 A病院 (部署名: ○○○科)		
職 種	▲▲▲		
⑥ 分野施設コード	1 0 1	「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、参照してください。	
⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2 0 1	年 0 1 月 0 1 日から	
	2 0 2	年 0 1 月 3 1 日まで	
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。 受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。 なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。			
⑧ <実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください。 証明書作成日 2020年 1 月 31 日 施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。 署名欄 △△ △△ また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。			
<受験申込者本人記入欄> 受験申込者（本人）誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。 ⑨ 心理 花子			
本人記入 ⑩ 1 枚目 実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。		全 1 枚	

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。
裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

I 試験の概要

II 受験資格と受験申込区分

III 提出書類と記入例

IV 受験申込後の注意事項

V 試験当日の注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

「例2（異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合）」の記入見本①・②

※「実務経験証明書」を複数枚提出する事例

異なる複数の施設で一時期並行して業務を行った場合、それぞれの施設における「実務経験証明書」（この例の場合2枚）を提出してください。

記入・押印箇所はすべて埋めてください。「実務経験証明書」の裏面もよくご確認ください。

記入見本①

代表者及び証明書作成者記入欄

(事務使用欄)

03

第3回公認心理師試験 実務経験証明書
〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	〇〇市立B中学校		
所在地	〒××××-×××× 東京都〇〇市〇〇町×-×-×		
連絡先	☎ ××× - ××× - ××××		
代表者	校長	〇〇	〇〇
証明書作成者	事務主事	△△	△△

①
代表者の職印

②
証明書の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

☒ ③ 週1日以上
☐ 週1日未満

代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。

注1 法第2条第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
 第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。

【参考】
 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
 第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

←【A】に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）

施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。

フリガナ	(セイ) シンリ	(メイ) ハナコ	生 年 月 日
④ 氏 名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19×× 年 ×× 月 ×× 日
⑤ 勤務先名（部署名）	〇〇市立B中学校（部署名：）		
職 種	▲▲▲		
⑥ 分野施設コード	3	0	1
⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2	0	1
	2	0	2

※現在勤務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。

⑧ <実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください。 証明書作成日 2020 年 1 月 31 日

施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。 署名欄 △△ △△

また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。

<受験申込者本人記入欄>

受験申込者（本人）誓約欄
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

⑨ 心理 花子

⑩ 1 枚目 / 全 2 枚

実務期間判定上、1 枚目～2 枚目を合算して判定願います。

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

39

記入見本②

代表者及び証明書作成者記入欄

(事務使用欄)

第3回公認心理師試験 実務経験証明書

〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	医療法人□□会C病院		
所在地	〒××××-×××× 東京都○○区○○町×-×-×		
連絡先	☎ 03-××××-××××		
代表者	病院長	氏名	■■■■
証明書作成者	事務長	氏名	□□□□

03

【受験申込区分】

区分G

複数枚数が必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

※以下のいずれかにチェックしてください。

③ ☒ 週1日以上の勤務

☐ 週1日未満の勤務

A月 週

代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上の勤務を1か月に【A】週】業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。

注1 法第2条第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。
【参考】
法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
←【A】に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）

施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。
記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。

フリガナ	(セイ) シン リ	(メイ) ハナ コ	生 年 月 日																						
④ 氏 名	(姓) 心 理	(名) 花 子	(西暦) 19×× 年 ×× 月 ×× 日																						
⑤ 勤務先名（部署名）	医療法人□□会C病院（部署名： ）																								
職 種	▲▲▲																								
⑥ 分野施設コード	1 0 1 「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、参照してください。																								
⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>年</td><td>0</td><td>1</td><td>月</td><td>0</td><td>1</td><td>日から</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>年</td><td>1</td><td>2</td><td>月</td><td>3</td><td>1</td><td>日まで</td> </tr> </table>			2	0	1	4	年	0	1	月	0	1	日から	2	0	1	6	年	1	2	月	3	1	日まで
2	0	1	4	年	0	1	月	0	1	日から															
2	0	1	6	年	1	2	月	3	1	日まで															
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。 受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。 なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。																									

⑧ <実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください。 証明書作成日 2020 年 1 月 31 日

施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。 署名欄 □□ □□

また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。

<受験申込者本人記入欄>

受験申込者（本人）誓約欄
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

⑨ 心 理 花 子

⑩ 2 枚目 / 全 2 枚

実務期間判定上、1 枚目～2 枚目を合算して判定願います。

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。
裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

I 試験の概要

II 受験資格と受験申込区分

III 提出書類と記入例

IV 受験申込後の注意事項

V 試験当日の注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

40

「例3（週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合）」の記入見本①・②

※「実務経験証明書」を複数枚提出する事例

週1日未満の勤務を同じ時期に複数の施設で行い、あわせて「常態として週1日の勤務」となる場合、それぞれの施設における「実務経験証明書」（この例の場合2枚）を提出してください。

記入・押印箇所はすべて埋めてください。「実務経験証明書」の裏面もよくご確認ください。

記入見本①

代表者及び証明書作成者記入欄

(事務使用欄)

第3回公認心理師試験 実務経験証明書
〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	医療法人〇〇会 D病院		
所在地	〒××××-×××× 東京都△△区□□町×-×-×		
連絡先	☎ 03-××××-××××		
代表者	病院長	〇〇 〇〇	①
証明書作成者	事務長	◆◆ ◆◆	

03

【受験申込区分】

区分G

複数枚数が必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

③

☐ 週1日以上
の勤務

☒ 週1日未満
の勤務

代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上勤務を1か月に【A】週】業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。

注1 法第2条第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。
【参考】法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
←【A】に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）

施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。
記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。

フリガナ	(セイ) シン リ	(メイ) ハナ コ	生 年 月 日
④氏 名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19×× 年 ×× 月 ×× 日
⑤勤務先名（部署名）	医療法人〇〇会 D病院 (部署名:)		
職 種	▲▲▲		
⑥分野施設コード	1 0 1	「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、参照してください。	
⑦法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2 0 1	2 年 0 1 月 0 1 日	から
	2 0 2	0 年 0 1 月 3 1 日	日まで

※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。
受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。
なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。

⑧＜実務経験証明書作成者記入欄＞ ※必ず記入してください。

施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。

また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。

証明書作成日 2020 年 1 月 31 日

署名欄 ◆◆ ◆◆

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

＜受験申込者本人記入欄＞

受験申込者（本人）誓約欄
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

⑨ 心理 花子

(印)

⑩ 1 枚目 / 全 2 枚

実務期間判定上、1枚目～2枚目を合算して判定願います。

本人記入欄

記入見本②

代表者及び証明書作成者記入欄

(事務使用欄)
03

第3回公認心理師試験 実務経験証明書
[公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書]

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

【受験申込区分】
区分G
複数枚数が必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

法人等の名称	E小学校		
所在地	〒 111 - 1111 - 1111 東京都△△区◆◆町〇-〇-〇		
連絡先	☎ 03-XXXX-XXXX		
代表者	校長	〇〇 〇〇	代表者の印
証明書作成者	事務係	□□ □□	

※以下のいずれかにチェックしてください。

☐ ③ 週1日以上の勤務

☒ ④ 週1日未満の勤務

代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上の勤務を1か月に【A】週】業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。

注1 法第2条第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
 第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
 第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。

【参考】
 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
 第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

←【A】に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）

施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。
 記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。

フリガナ	(セイ) シン リ	(メイ) ハナコ	生 年 月 日
④ 氏 名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19×× 年 ×× 月 ×× 日
⑤ 勤務先名（部署名）	E小学校 (部署名:)		
職 種	▲▲▲		
⑥ 分野施設コード	3 0 1 「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、参照してください。		
⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2 0 1 4 年 0 1 月 0 1 日から 2 0 2 0 年 0 1 月 3 1 日まで		
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。 受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。 なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。			

⑧ <実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください。 証明書作成日 2020 年 1 月 31 日

施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。 署名欄 □□ □□

また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。

<受験申込者本人記入欄>

受験申込者（本人）誓約欄
 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

⑨ 心理 花子

⑩ 2 枚目 / 全 2 枚

実務期間判定上、1 枚目～2 枚目を合算して判定願います。

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。
裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

I 試験の概要

II 受験資格と受験申込区分

III 提出書類と記入例

IV 受験申込後の注意事項

V 試験当日の注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

42

「例4（法施行時点（2017（平成29）年9月15日）で業務の休止期間が5年未満である場合）」の記入見本

記入・押印箇所はすべて埋めてください。「実務経験証明書」の裏面もよくご確認ください。

代表者及び証明書作成者記入欄

03

【受験申込区分】
区分G

複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

第3回公認心理師試験 実務経験証明書
[公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書]

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	D市教育委員会	
所在地	〒××××-×××× 東京都××市△△町××-××	
連絡先	☎ ××× - ×××× - ××××	
代表者	教育長	氏名 □◇ □◇
証明書作成者	庶務グループ長	氏名 △△ △△

① 代表者印

② 証明印

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

③

☒ 週1日以上勤務

☐ 週1日未満勤務

代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上勤務を1か月に【A】週】業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。

注1 法第2条
第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。

【参考】
法第32条第1項
文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

※[A]に該当する数値を記入願います。（「週1日未満勤務」にチェックした場合のみ）

A 月 週

施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。

フリガナ	(セイ) シンリ	(メイ) ハナコ	生年月日								
④ 氏名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日								
⑤ 勤務先名（部署名）	D市教育委員会（部署名：教育相談グループ）										
職 種	▲▲▲										
⑥ 分野施設コード	9	0	1								
⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2	0	0	6	年	0	5	月	0	1	日から
	2	0	1	2	年	1	2	月	3	1	日まで

※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。

受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。

⑧ <実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください。

証明書作成日 2020年 1 月 31 日

施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。署名欄

また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。

<受験申込者本人記入欄>

受験申込者（本人）誓約欄
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

⑨ 心理 花子

（本人記入）

⑩ 1 枚目

全 1 枚

実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

「例5（私設相談室（法人組織）勤務の場合）」の記入見本

記入・押印箇所はすべて埋めてください。「実務経験証明書」の裏面もよくご確認ください。

代表者及び証明書作成者記入欄

本人記入欄

(事務使用欄)		03	
		【受験申込区分】 区分G 複数枚数が必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
第3回公認心理師試験 実務経験証明書 〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕 一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿			
法人等の名称	公益財団法人 日本××××会		
所在地	〒××××-×××× 東京都〇〇区〇〇町×-×-×		
連絡先	☎ 03-××××-××××		
代表者	理事長	氏名	●●●●
証明書作成者	総務部長	氏名	▲▲▲▲
※以下のいずれかにチェックをいれてください。		① 代表者の職印 ② 証明書の印	
③	☒ 週1日以上 ☐ 週1日未満 代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。 注1 法第2条 第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。 【参考】 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。 第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合 ←【A】に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）		
施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。 記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。			
フリガナ	(セイ) シンリ	(メイ) ハナコ	生年月日
④ 氏名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日
⑤ 勤務先名（部署名）	公益財団法人 日本××××会 (部署名: 支援相談室)		
職 種	▲▲▲		
⑥ 分野施設コード	9	0	2
⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2	0	1
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。	2	0	2
受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。 なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。			
⑧ <実務経験証明書作成者記入欄> ※必ず記入してください。 証明書作成日 2020年 1月 31日 施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。 署名欄 ▲▲▲▲ また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。			
<受験申込者本人記入欄> 受験申込者（本人）誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。 ⑨ 心理 花子 (本人記入) 1枚目 全1枚 実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。			

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。
裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

I 試験の概要

II 受験資格と受験申込区分

III 提出書類と記入例

IV 受験申込後の注意事項

V 試験当日の注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

「例6（個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合）」の記入見本

記入・押印箇所はすべて埋めてください。「実務経験証明書」の裏面もよくご確認ください。

代表者及び証明書作成者記入欄

(事務使用欄)		03	
		【受験申込区分】 区分G 複数枚数を必要の場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
第3回公認心理師試験 実務経験証明書 [公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書]			
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿			
法人等の名称	心理 花子 心理相談室		
所在地	〒××××-×××× 東京都〇〇区××町〇-〇-〇		
連絡先	☎ 03-××××-××××		
代表者	心理相談室長	心理 花子	① 代表者印
証明書作成者	心理相談室長	心理 花子	
※以下のいずれかにチェックをいれてください。			
③	☒ 週1日以上 ☐ 週1日未満		
代表者は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1）を、下記の期間、「常態として週1日以上業として行った者」又は「常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として下記の者に実務経験を有することを証明します。 注1 法第2条 第1号 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 第2号 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 第3号 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、公認心理師の登録は取り消されます。 【参考】 法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。 第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合 ←[A]に該当する数値を記入願います。（「週1日未満の勤務」にチェックした場合のみ）			
施設の代表者又は証明権限者の方は裏面の注意事項等をよくお読みいただき、実務経験証明書を作成してください。 記入例は受験の手引35ページ～45ページを参照してください。			
フリガナ	(セイ) シン リ	(メイ) ハナコ	生 年 月 日
④氏 名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日
⑤勤務先名（部署名）	心理花子 心理相談室 (部署名:)		
職 種	▲▲▲		
⑥分野施設コード	9	0	2
⑦法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2	0	1
	2	0	2
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。	受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められません。 なお、実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。		
⑧＜実務経験証明書作成者記入欄＞ ※必ず記入してください。 証明書作成日 2020年 1 月 31 日 施設の代表者又は証明権限者は裏面の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。 署名欄 心理 花子 また、追加の根拠資料が必要な際は速やかに提出します。			
〈受験申込者本人記入欄〉 受験申込者（本人）誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。 ⑨ 心理 花子 印 (本人記入) ⑩ 1 枚目 全 1 枚 実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。			

① 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人印ではありません。

② 実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

③ 必ずどちらかにチェックしてください。

④ 結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を必ず添付してください。

⑤ 受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

⑥ 53～54ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

⑦ 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

⑧ 忘れずに記入してください。証明書作成日が実務経験終了日より前にならないように注意してください。
裏面をよく読み、証明書作成者が記入してください。

⑨ 必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

⑩ 受験資格に必要な枚数を確認してください。

7 送付用封筒の記入例

〈封筒の表面〉

2020年
4月8日(水)
消印有効

3 5 0 0 1 5 1

埼玉県比企郡川島町八幡6-13-2

一般財団法人日本心理研修センター
第3回公認心理師試験 受付係 行

申請書送付引取番号

※郵便物の窓口から発送してください。
(ポストに投函すると簡易書留になります。)

第3回公認心理師試験 受験申込提出書類在中
(申込受付期間)2020年3月9日(月)～4月8日(水) 消印有効

住所 東京都××区××町××-××
氏名 心理 花子
TEL ×××-××××-××××

受験希望地 ☒ 北海道 ☐ 宮城県 ☐ 東京都 ☐ 愛知県 ☐ 大阪府 ☐ 岡山県 ☐ 福岡県

◆該当する□に1箇所のみチェックしてください。

☐ 区分A (公認心理師法第7条第1号) ☐ 区分B (公認心理師法第7条第2号)
☐ 区分C (公認心理師法第7条第3号) ☐ 区分D1 (公認心理師法第7条第1号)
☐ 区分D2 (公認心理師法第7条第1号第2号) ☐ 区分E (公認心理師法第7条第1号第3号)
☐ 区分F (公認心理師法第7条第1号第4号) ☒ 区分G (公認心理師法第7条第2号)
☐ 再受験者 (過去に実施された公認心理師試験で受験票が交付された方)

・締切日(2020年4月8日(水)消印有効)は厳守してください。

受験申込者本人の住所・氏名・
電話番号を記入してください。

「受験申込書」で選択した「受
験希望地」にチェックしてくだ
さい。

該当する□に1か所のみチェッ
クしてください。

〈封筒の裏面〉

(注意)■受験申込書類は、簡易書留で個人宛に送付してください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不備等の事故が生じた場合には、
日本心理研修センターは責任を負いません。
■2020年4月8日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。
2020年4月9日(木)以降の消印のあるものは、受け付けません。

下記の提出書類が揃っているか、もう一度必ず確認してください。

＜提出書類のチェック項目＞

受験申込区分	チェック内容
全受験者共通	☒ 第3回公認心理師試験受験申込書 ☒ 第3回公認心理師試験写真・受験手数料振替払込受付 証明書貼付用紙 ☐ 外国籍の方は住所・氏名・生年月日・性別・国籍の記載が必要 ☐ 戸籍抄本(本籍の個人事項記載用紙)を添付する(婚姻歴のある方は婚姻歴の記載が必要) ☐ この簡易書留の氏名等の記入欄に記入漏れはありませんか。 ※送付用封筒
区分A	☐ 卒業証明書・科目履修証明書 [区分A、B用] ☐ 修了証明書・科目履修証明書 [区分A、E用]
区分B	☐ 卒業証明書・科目履修証明書 [区分A、B用] ☐ プログラム修了証明書原本又はプログラム修了証原本
区分C	☐ 公認心理師試験受験資格認定書の写し(証明書でも可)
区分D1	☐ 修了証明書・科目履修証明書 [区分D用]
区分D2	☐ 修了証明書・科目履修証明書 [区分D用]
区分E	☐ 卒業証明書・科目履修証明書 [区分E、F用] ☐ 修了証明書・科目履修証明書 [区分A、E用]
区分F	☐ 卒業証明書・科目履修証明書 [区分E、F用] ☐ プログラム修了証明書原本又はプログラム修了証原本
区分G	☒ 第3回公認心理師試験実務経験証明書 ※実務経験証明は必ず実務経験を証明の上封入してください。 ☒ 現任者講習会修了証明書原本又は現任者講習会修了書 原本 ☐ 実務経験を客観的に証明する書類等(分野施設コード が902の方及び代表者証明を要する方)
再受験者	☐ 過去に実施された公認心理師試験受験票又は試験結 果通知書(いずれも原本)

※詳しくは「受験の手引」3.4ページを参照してください。
※申込書類を送付する前に必ず確認の上、チェック欄にレ点を付けてください。

申込書類を送付する前に必ず
チェックして申込書類に不備
のないように確認してください。
※ 結婚等により受験申込書と
証明書の氏名が異なっている
場合は、戸籍抄本の添付が必要
です。

I 試験の概要

II 受験資格と
受験申込区分

III 提出書類と
記入例

IV 受験申込後の
注意事項

V 試験当日の
注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

Ⅳ 受験申込後の注意事項

1 受験申込後の注意事項

①提出書類は返却 できません	受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できません。 ※必要な方は控え（コピー）をお取りください。
②受験希望地は 変更できません	受験申込書の「受験希望地」欄は、必ず1か所のみチェックし、受験希望地を明確にしてください。チェックがされていない場合又は複数選択されている場合は、センターが判断し、試験地を決定します。 受験申込後の「受験希望地」の変更はできません。 <u>1つの試験地に受験希望者が集中し、受入れができない場合は、センターで他の試験地への変更を行う場合があります。</u>
③受験票の交付	2020年5月29日（金）投函（郵送） 1 4月25日（土）以降、「受験申込書記載事項変更届」が到着した場合、受験票に変更前の住所、氏名等が印字されます。 2 受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。 ※ 受験票等の通知書類は、標準字体（例 <u>高橋</u> ⇒ 高橋、<u>山崎</u> ⇒ 山崎）又はカタカナで作成される場合があります。 ※ 2020年6月3日（水）までに受験票が届かない場合は、センターにメール（fuchaku@jcphp.or.jp）でお問い合わせください。
④氏名・現住所等 を変更した場合	受験票等の通知書類は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。 受験申込後に、「氏名」、「性別」、「現住所」、「連絡先等住所」、「本籍地」等を変更した場合（誤記入を含む。）は、直ちに別添の「受験申込書記載事項変更届」（センターのホームページにも掲載）を提出してください。 ※ あて先・提出方法は、次ページの⑤を参照してください。 ※ 結婚等により、受験申込時から「氏名」が変更になった場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの]）を添付してください。

⑤「受験申込書記載事項変更届」のあて先・提出方法	1 あて先 〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階 一般財団法人日本心理研修センター 公認心理師試験 変更届受付係 2 提出方法 (1) 封筒（大きさ・型式自由）のおもて左端に「変更届在中」と明記し、「簡易書留」で郵送してください。 (2) 受験票が届いた後に提出する場合は、変更届の右下の枠に受験番号を記入してください。 (3) 簡易書留の控えは、合否の結果通知を受け取るまで保管してください。 <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、センターでは責任を負いません。</u>		
⑥送付した書類等の到着の確認	送付された受験申込書等の書類が到着しているかどうかについての照会には応じることができません。 ※ 郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、各自郵便局（ホームページを含む。）で確認することができます。		
⑦その他の注意事項	(1) センターからの書類等の送付先は日本国内の住所に限ります。 (2) 書類等は郵便局から簡易書留又はレターパックプラスで現住所にお届けします。現住所が正確に記入されていない場合は、宛先不明の扱いになり、センターに返送されます。 (3) お届け先が不在の場合は不在配達通知（ご不在連絡票等）が郵便受箱に投函されますので、ご自身で郵便局に受取の手続きをしてください。 (4) 郵便局の保管期間が経過した簡易書留又はレターパックプラスはセンターに返送されます。返送された場合は、再送料（申請者の負担）が必要になりますので、ご注意ください（郵便局の保管期間は約1週間程度）。 (5) 郵便受箱に氏名等の表示がない場合は、お届けされないことがあります。		
⑧合格発表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">2020年 7月31日 (金)</td><td> 1 試験終了後、合否の決定を行います。 2 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 3 不合格者には、その旨を通知します。 ※ 2020年8月5日(水)までに結果通知が届かない場合は、センターにメール（fuchaku@jcpp.or.jp）でお問い合わせください。 4 合格者の受験番号をセンターに掲示するとともに、センターのホームページに掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。 </td></tr> </table>	2020年 7月31日 (金)	1 試験終了後、合否の決定を行います。 2 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 3 不合格者には、その旨を通知します。 ※ 2020年8月5日(水)までに結果通知が届かない場合は、センターにメール（fuchaku@jcpp.or.jp）でお問い合わせください。 4 合格者の受験番号をセンターに掲示するとともに、センターのホームページに掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。
2020年 7月31日 (金)	1 試験終了後、合否の決定を行います。 2 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 3 不合格者には、その旨を通知します。 ※ 2020年8月5日(水)までに結果通知が届かない場合は、センターにメール（fuchaku@jcpp.or.jp）でお問い合わせください。 4 合格者の受験番号をセンターに掲示するとともに、センターのホームページに掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。		
⑨受験票の保管	試験終了後も、受験票は大切に保管してください（受験票を紛失しても、受験番号の照会には応じておりません）。 今回の受験票が交付された方であって、不合格又は試験を欠席した方が次回以降の受験申込みをする際には、今回の受験票又は試験結果通知書を提出すれば、あらためて「実務経歴証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」等を提出する必要はありません。		

2 受験申込書記載事項変更届の記入例及び提出する際の注意事項

〈現住所を変更した場合〉

事務使用欄

--

第3回公認心理師試験 受験申込書記載事項変更届

申 込 時

申込時の氏名・生年月日・電話番号を記入してください。(必須)

フリガナ	(セイ) シンリ	(メイ) ハナコ	性別	生 年 月 日
氏 名	(姓) 心理	(名) 花子	男 ・ 女	(西暦) 19XX年 XX 月 XX 日
携帯電話	☎ XX-XX-XXXX		固定電話	☎ XX-XX-XXXX

変 更 後

変更のあった事項のみ記入してください。

フリガナ	(セイ)	(メイ)	性別	生 年 月 日
氏 名	(姓)	(名)	男 ・ 女	(西暦) 年 月 日
住 所	〒 XXX-XX-XXXX			東京 都道府県
携帯電話	☎ - - - - -		固定電話	☎ - - - - -
連絡先等住所	〒 - - - - -			都道府県
本 籍 地	都道府県			
変 更 日	(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日			
変更届作成日	(西暦) XXXX 年 XX 月 XX 日			

受験票到着後は、受験番号を記入してください。

--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 裏面の注意事項をお読みください。
- ※ 必ず簡易書留で送付してください。

【受験申込書記載事項変更届の送付先】 〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階
一般財団法人日本心理研修センター 公認心理師試験 変更届受付係

氏名、フリガナ、性別、生年月日、電話番号は、変更がなくても必ず記入してください。結婚等により氏名が変わった場合は、旧姓・現姓が記載されている戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票〔マイナンバーの記載のないもの〕）を提出してください。

申込時の変更前の内容を必ず記入してください。

変更事項のみ、記入してください。

受験票記載の氏名は標準字体（例 高橋→高橋、山崎→山崎）又はカタカナで印字される場合があります（47ページ参照）。その場合は変更届の提出は不要です。

変更日は、変更になった日を記入してください。

変更届の記入日を記入してください。

受験票が届いた後に提出する場合は、受験番号を記入してください。

【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- この「受験申込書記載事項変更届」は、受験申込後に氏名が変更になった場合等に使用してください。
※ 結婚等により、受験申込時から「氏名」が変更になった場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票〔マイナンバーの記載のないもの〕）を添付してください。
- 提出の際は、封筒のおもて左端に「変更届在中」と明記して簡易書留で郵送してください。
- 提出された変更届により受験票等の記載事項が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したものです。
なお、受験票の氏名等が変更前のままでも試験当日は既に交付された受験票を持参し、解答用紙には変更後の氏名を記入してください。

受験票への変更の反映期限：2020年4月24日（金）センター着まで
結果通知への変更の反映期限：2020年7月10日（金）センター着まで

- 住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を提出してください。
「転居届」は郵便局にあります。上記の反映期限に間に合わない場合も必ず郵便局に「転居届」を提出してください。
- 「受験申込書記載事項変更届」の送付先は以下のとおりです。必ず簡易書留で郵送してください。

〒112-0006
東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階
一般財団法人日本心理研修センター 公認心理師試験 変更届受付係

1 注 意 事 項

持参物品	(1) 受験票・試験会場案内図 (注意事項を必ず確認してください。) (2) 筆記用具 (HBの鉛筆又はシャープペンシル (ボールペンは不可)、プラスチック消しゴム) (3) 時計は、時計機能だけの腕時計、懐中時計 (フタのないもの) のみ認めます (辞書機能、通信機能付は不可)。 ※ アラーム機能は必ず止めておいてください。 上記以外のものは机上に置けません。	
試験会場の開場及び入室時刻	2020年 6月21日 (日)	8時30分から9時20分までの間に入室してください。 (9時30分から注意事項等の説明が始まります。)
試験室への入室	(1) 試験会場入口付近には建物やフロア等の案内が、試験室入口には受験者の座席表が受験番号により掲示されます。 (2) 試験室及びトイレ以外には、立ち入らないでください。 (3) 試験会場では、試験監督員等の指示に従ってください。 (4) 入室時刻までは、試験室内に立入りできません。待機場所也没有ありません。	
座 席	(1) 試験室内の座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で十分確認してください。 (2) 着席後は、試験監督員から受験番号が見えるように、机上通路側に受験票を置いてください。	
昼 食	(1) 試験会場に食堂はありません。昼食・飲物は各自用意してください。 (2) 試験会場に設置されているゴミ箱は使用禁止です。弁当の容器、空き缶等のごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください (駅や近隣商店のゴミ箱に捨てないでください。)。	

2 試験会場に関する禁止事項等

- (1) 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。
- (2) 試験会場となる学校や貸会議室等では、試験に関する業務は行っておりません。電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- (3) 試験会場内の下見はできません。
- (4) 試験会場では、電話の呼出しは一切できません。
- (5) 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。
- (6) 試験会場及びその周辺には駐車駐輪はできません。また、試験会場近隣店舗等の無料駐車場への駐車駐輪は、営業妨害となります。

必ず公共交通機関を利用してください。自家用車やタクシー等での送迎も禁止します。送迎等による路上駐車、渋滞等は、周辺住民の迷惑となります。当日の違法駐車駐輪は、道路交通法によるレッカー移動等、警察署の厳しい取締りがあります。また、近隣から苦情があった場合、直ちに通報します。

- (7) 試験会場では、他の受験者の妨げにならないように、試験時間外であっても静かにしてください。
- (8) 忘れ物はセンターでは一切責任を負いませんので、注意してください。
- (9) 貴重品等の紛失物のトラブルについては、センターでは一切責任を負いません。
- (10) 試験当日、試験会場付近で業者が電報や電話による合否通知や模範解答送付の勧誘をしている場合がありますが、このような業者とセンターは一切関係ありません。
- (11) 試験会場には受験者及び関係者以外は立ち入れません。

3 不正を行った場合について

不正行為が判明した場合や、受験申込みにあたって虚偽又は不正の事実が認められた場合は、その受験を停止又は試験を無効とすることがあります（56ページ（法第8条第1項）参照）。

4 携帯電話を含む通信機器等の取扱いについて

不正行為等防止の観点から、試験中（説明開始から「試験終了の宣言」まで）の携帯電話、スマートウォッチ等の通信機器の使用を禁止します。

携帯電話等の通信機器は、試験中は電源を切ってください。

※ 試験中に通信機器を身につけていたり、使用が確認された場合は、試験を無効とする場合があります。

※ 電源の切り方やアラーム等の止め方は、必ず事前に確認してください。

5 試験時間の繰下げについて

交通障害等による延着も遅刻となりますので、各会場への交通手段、所要時間を予め確認し、十分余裕をもって来場してください。ただし、災害や大幅な交通機関の乱れなどによっては、試験時間を繰り下げ場合があります。試験終了時間は、変更の可能性があることをご承知おきください。

6 その他

- (1) 試験当日に欠席する場合、センターに連絡する必要はありません。
- (2) 欠席した場合、受験手数料は返還できません（56ページ（法第9条第2項）参照）。
- (3) 欠席した場合、合格発表に関する通知はありません。

VI コード一覧

実務経験証明書の分野施設コード一覧

受験を申し込む方は、実務経験証明書の作成者に分野施設コード一覧を示してください。(38～45ページの記載を参照の上、作成してください。)

分野名	施設名称	※参考 法施行規則より	分野施設 コード
保健医療	医療法に規定する病院又は診療所	法施行規則第5条5号 昭和23年法律第205号	101
	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた 同法第26条の規定による改正前の介護保険法に規定 する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介 護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援セ ンター	法施行規則第5条16号 平成18年法律第83号 平成9年法律第123号	102
	地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター	法施行規則第5条3号 昭和22年法律第101号	103
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する 精神保健福祉センター	法施行規則第5条6号 昭和25年法律第123号	104
福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談 支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹 相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援セ ンター又は福祉ホーム	法施行規則第5条22号 平成17年法律第123号	201
	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障 害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童 相談所	法施行規則第5条4号 昭和22年法律第164号	202
	子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業を行 う施設	法施行規則第5条25号 平成24年法律第65号	203
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律に規定する認定こども園	法施行規則第5条23号 平成18年法律第77号	204
	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設	法施行規則第5条7号 昭和25年法律第144号	205
	老人福祉法に規定する老人福祉施設	法施行規則第5条12号 昭和38年法律第133号	206
	売春防止法に規定する婦人相談所又は婦人保護施設	法施行規則第5条9号 昭和31年法律第118号	207
	発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター	法施行規則第5条21号 平成16年法律第167号	208
	社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村 社会福祉協議会	法施行規則第5条8号 昭和26年法律第45号	209

分野名	施設名称	※参考 法施行規則より	分野施設 コード
福祉	知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所	法施行規則第5条10号 昭和35年法律第37号	210
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業を行う施設	法施行規則第5条19号 平成14年法律第105号	211
	子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者総合相談センター	法施行規則第5条24号 平成21年法律第71号	212
	厚生労働省組織令に規定する国立児童自立支援施設	法施行規則第5条18号 平成12年政令第252号	213
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	法施行規則第5条20号 平成14年法律第167号	214
教育	学校教育法に規定する学校	法施行規則第5条1号 昭和22年法律第26号	301
司法・犯罪	裁判所法に規定する裁判所	法施行規則第5条2号 昭和22年法律第59号	401
	法務省設置法に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所	法施行規則第5条17号 平成11年法律第93号	402
	更生保護事業法に規定する更生保護施設	法施行規則第5条15号 平成7年法律第86号	403
産業・労働	労働安全衛生法に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設	法施行規則第5条14号 昭和47年法律第57号	501
	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター	法施行規則第5条11号 昭和35年法律第123号	502
	青少年の雇用の促進等に関する法律に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設	法施行規則第5条13号 昭和45年法律第98号	503
その他	国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設		901
	法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び上記の施設（分野施設コード901）のほか、法人又は個人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設（私設の心理相談室等）		902

VII 関係法令資料

1 公認心理師法（抄）

公認心理師法（平成27年法律第68号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。

- 一 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 試験

（資格）

第四条 公認心理師試験（以下「試験」という。）に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。

（試験）

第五条 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第六条 試験は、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。

（受験資格）

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省

令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者（試験の無効等）

第八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

（受験手数料）

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（試験事務規程）

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（公認心理師試験委員）

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

（文部科学大臣及び厚生労働大臣による試験事務の実施等）

第二十五条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（試験の細目等）

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

（登録の取消し等）

第三十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

第四章 義務等

（信用失墜行為の禁止）

第四十条 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第四十一条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

（連携等）

第四十二条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

（資質向上の責務）

第四十三条 公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第二条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

（名称の使用制限）

第四十四条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。

（経過措置等）

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条までの規定並びに第四十七条、第四十八条及び第五十条（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第八条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 この法律の施行の日（以下この項及び附則第六条において「施行日」という。）前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの
 - 二 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの
 - 三 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、施行日以後に同法に基づく大学院において第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの
 - 四 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの
- 2 この法律の施行の際現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後五年間は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
- 一 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
 - 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行った者
- 3 前項に規定する者に対する試験は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その科目の一部を免除することができる。

(受験資格に関する配慮)

第三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令を定め、及び同条第三号の認定を行うに当たっては、同条第二号又は第三号に掲げる者が同条第一号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間を相当の期間とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に公認心理師という名称を使用している者又はその名称中に心理師の文字を用いている者については、第四十四条第一項又は第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 公認心理師法施行令（抄）

公認心理師法施行令（平成29年政令第243号）（抄）

(受験手数料)

第二条 法第九条第一項の政令で定める手数料の額は、二万八千七百円とする。

3 公認心理師法施行規則（抄）

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）（抄）

（法第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者）

第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（大学における公認心理師となるために必要な科目）

第一条の二 法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 公認心理師の職責
- 二 心理学概論
- 三 臨床心理学概論
- 四 心理学研究
- 五 心理学統計法
- 六 心理学実験
- 七 知覚・認知心理学
- 八 学習・言語心理学
- 九 感情・人格心理学
- 十 神経・生理心理学
- 十一 社会・集団・家族心理学
- 十二 発達心理学
- 十三 障害者・障害児心理学
- 十四 心理的アセスメント
- 十五 心理学的支援法
- 十六 健康・医療心理学
- 十七 福祉心理学
- 十八 教育・学校心理学
- 十九 司法・犯罪心理学
- 二十 産業・組織心理学
- 二十一 人体の構造と機能及び疾病
- 二十二 精神疾患とその治療
- 二十三 関係行政論
- 二十四 心理演習
- 二十五 心理実習（実習の時間が八十時間以上のものに限る。）

（大学院における公認心理師となるために必要な科目）

第二条 法第七条第一号の大学院における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 二 福祉分野に関する理論と支援の展開
- 三 教育分野に関する理論と支援の展開
- 四 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- 五 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 六 心理的アセスメントに関する理論と実践
- 七 心理支援に関する理論と実践
- 八 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- 九 心の健康教育に関する理論と実践

十 心理実践実習（実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。）

（文部科学省令・厚生労働省令で定める者）

第四条 法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。附則第八条第一項第一号を除き、以下同じ。）において第一条の二各号に掲げる科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの

二 学校教育法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。）において第一条の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの

2 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学において第一条の二各号に掲げる科目を修めて、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法による専修学校の専門課程において第一条の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者
（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）

第五条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。

一 学校教育法に規定する学校

二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に規定する裁判所

三 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター

七 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設

八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会

九 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設

十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所

十一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター

十二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉施設

十三 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設

十四 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設

十五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設

十六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター

十七 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所

十八 厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）に規定する国立児童自立支援施設

十九 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設

二十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）に規定する

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

二十一 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園

二十四 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）に規定する子ども・若者総合相談センター

二十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する地域型保育事業を行う施設

二十六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設
（文部科学省令・厚生労働省令で定める期間）

第六条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間は、二年とする。

（試験施行期日等の公告）

第七条 公認心理師試験を施行する期日、場所その他公認心理師試験の実施に必要な事項は、文部科学大臣及び厚生労働大臣があらかじめ、官報で公告する。

（公認心理師試験の方法）

第八条 公認心理師試験は、筆記の方法により行う。

（公認心理師試験の受験手続）

第九条 公認心理師試験を受けようとする者は、様式第一による公認心理師試験受験申込書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（法第十条第一項に規定する指定試験機関が公認心理師試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関。第十一条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の公認心理師試験受験申込書には、法第七条各号又は法附則第二条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（受験手数料の納付）

第十条 法第九条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては前条第一項に規定する公認心理師試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあっては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付）

第十一条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師試験に合格した者には、合格証書を交付する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

（法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目）

第二条 法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 保健医療分野に関する理論と支援の展開

二 次に掲げる科目のうち二科目

イ 福祉分野に関する理論と支援の展開

ロ 教育分野に関する理論と支援の展開

ハ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開

ニ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開

三 次に掲げる科目のうち二科目

イ 心理的アセスメントに関する理論と実践

ロ 心理支援に関する理論と実践

ハ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

ニ 心の健康教育に関する理論と実践

四 心理実践実習

(法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目)

第三条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令、厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる科目のうち三科目

- イ 心理学概論
- ロ 臨床心理学概論
- ハ 心理学研究法
- ニ 心理学統計法
- ホ 心理学実験

二 次に掲げる科目のうち四科目

- イ 知覚・認知心理学
- ロ 学習・言語心理学
- ハ 感情・人格心理学
- ニ 神経・生理心理学
- ホ 社会・集団・家族心理学
- ヘ 発達心理学
- ト 障害者・障害児心理学

三 次に掲げる科目のうち二科目

- イ 心理的アセスメント
- ロ 心理学的支援法
- ハ 心理演習
- ニ 心理実習

四 次に掲げる科目のうち二科目

- イ 健康・医療心理学
- ロ 福祉心理学
- ハ 教育・学校心理学
- ニ 司法・犯罪心理学
- ホ 産業・組織心理学

五 次に掲げる科目（前号の二科目のうち一科目が同号イに掲げる科目である場合にあっては、ロ又はハに掲げる科目）のうち一科目

- イ 健康・医療心理学
- ロ 人体の構造と機能及び疾病
- ハ 精神疾患とその治療

(受験資格の特例)

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による大学に入学した者であって、当該大学において前条に定める科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められたもの
- 二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

第五条 法附則第二条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次条に定める施設で適法に法第二条第一号から第三号までに掲げる業務を業として行っていた者であって、平成二十九年九月十五日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないものとする。

第六条 法附則第二条第二項第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 第五条第一号から第二十五号までに掲げる施設
- 二 前号に定める施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第七条 平成三十四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。

VIII よくある質問

- Q1 「実務経験証明書」を複数つくらなければならない場合、「受験の手引」は複数セット請求する必要がありますか？それとも1セットに複数入っていますか？
- A1 「受験の手引」は1セットで足ります。「実務経験証明書」は当センターホームページからダウンロードして記入いただけますのでご利用ください。
(ダウンロード及びコピーの際は、裏面も確認願います。)
- Q2 「受験申込書」はコピーして使っていいですか？(書き損じた時のため、予めコピーを取っておき、書き損じた時に、そちらを使いたい。)
- A2 「受験申込書」はコピーして使用できません。「受験申込書」の署名欄以外は鉛筆又はシャープペンシルでの記入になりますので、消しゴムで消して書き直してください。
- Q3 「実務経験証明書」、「卒業証明書・科目履修証明書」及び「修了証明書・科目履修証明書」の様式は「受験の手引」に同封のものではなくホームページからダウンロードしたものを使用していいですか？
- A3 はい。「実務経験証明書」、「卒業証明書・科目履修証明書」及び「修了証明書・科目履修証明書」の様式はダウンロードして使用できます。(「実務経験証明書」をダウンロード及びコピーの際は、裏面も確認願います。)
「実務経験証明書」、「卒業証明書・科目履修証明書」及び「修了証明書・科目履修証明書」以外の様式はダウンロードして利用することはできません。
- Q4 「受験の手引」に同封の3連式払込用紙を使わずに、受験料をATMで振込みをしていいですか？
- A4 必ず、「受験の手引」一式に同封の所定の3連式払込用紙を使用して、「ゆうちょ銀行(郵便局)」の「窓口」で払込みを行ってください。
- Q5 「実務経験証明書」、「卒業証明書・科目履修証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」、「プログラム修了証・修了証明書」及び「公認心理師現任者講習会修了書・修了証明書」に記載されている氏名と、戸籍抄本、住民票及び受験申込書に記載されている現在の氏名が異なります。どうすればよいですか？
- A5 結婚等により、受験申込書の氏名と証明書等の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票[マイナンバーの記載のないもの])を必ず提出してください。なお、「渡辺」と「渡邊」のような相違は、差し支えありません。

- Q6 実務経験期間に、産休期間及び育休期間は含まれるでしょうか？
- A6 産休期間及び育休期間は、公認心理師法第2条第1号～3号の業務を実際に行っているわけではないので、実務経験期間から除外をお願いします。
- Q7 大学及び大学院の実習は実務経験に含まれるのでしょうか？
- A7 大学等の教育課程の一環として行われる実習を実務経験とみなすことはできません。
- Q8 A大学の大学院で公認心理師になるために必要な科目の一部を履修、課程を修了しました。その後、B大学の大学院で、A大学の大学院で履修しなかった公認心理師になるために必要な科目を履修、課程を修了しました。この場合、A大学とB大学の大学院で履修したそれぞれの科目を合算して、受験資格要件を満たすことができますか？
- A8 複数の大学等で履修した科目を合算することは認められません。
- Q9 過去に卒業したA大学で履修した科目を、新たに入学したB大学において、同大学で履修した科目として認定してもらう手続きを行いました。その科目がB大学において公認心理師になるために必要な科目である場合、受験資格要件を満たす科目として認められますか？
- A9 A大学で履修した科目がB大学で履修したとみなされる場合は、受験資格要件を満たす科目として認められます。
- Q10 A大学の大学院で公認心理師になるために必要な科目の一部を履修、課程を修了しました。その後、B大学の学部において、公認心理師になるために必要な科目を履修、卒業し、B大学の大学院に入学する際、過去にA大学の大学院で履修した科目をB大学の大学院で履修した科目として認定してもらう手続きを行いました。その科目がB大学の大学院において公認心理師になるために必要な科目である場合、受験資格要件を満たす科目として認められますか？
- A10 大学において科目を履修してから大学院で科目を履修するとされておりますので、この場合、B大学の大学院で履修した科目として認定された科目は受験資格要件を満たす科目とは認められません。

その他よくある質問につきましては、当センターホームページのQ & Aに随時掲載いたしますのでご参照をお願いします。

過去の公認心理師試験において受験資格が認められなかった事例について

不備なく手続を進めていただくために、過去に実施した公認心理師試験において受験資格が認められなかった事例をまとめましたので、受験申込みの際にはご参照ください。

なお、受験申込受付期間において、必要な書類が提出されない場合や証明に不備がある場合は、受験申込みを受付できません。証明書を関係各所から受領した後、書類提出前に、受験申込者本人による書類の内容の再確認を必ず行うようお願いします。

【区分D 1】及び【区分D 2】

受験資格が認められなかった事例		対応策
必須科目未履修	必須である科目Ⅰ－Ⅰ（保健医療分野に関する理論と支援の展開）が未履修のため、公認心理師となるための必要科目を修め、大学院の課程を修了した者と認められなかった。	公認心理師法では、大学院において必要な科目を修めて修了することが要件の一つとなっているため、課程修了後の履修は認められませんので、ご確認の上受験申込みを行ってください。
科目不足	履修科目数の不足のため、公認心理師となるための必要科目を修め、大学院の課程を修了した者と認められなかった。	同上

【区分G】

受験資格が認められなかった事例		対応策
実務経験不足パターン①	「実務経験証明書」において、「週1日未満の勤務」が単一の施設のみであり「常態として週1日以上勤務」の要件を満たさず、実務経験年数が5年以上と認められなかった。	実務経験は「常態として週1日以上勤務」を証明する必要があります。期間が重複した「常態として週1日未満の勤務」の実務経験証明書を二点以上組み合わせて「常態として週1日以上勤務」を証明する場合には、該当する施設からそれぞれ証明書の取得を行ってください。
実務経験不足パターン②	「実務経験証明書」において、「常態として週1日以上勤務」の要件を満たす実務経験期間を合計したところ、実務経験年数が5年以上と認められなかった。	実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。 1日でも足りなければ5年以上と認められません。 <u>日数が数日間不足することにより欠格になる事例もあるため、1,825日ジャストの実務経験の証明で申込みを行うのではなく、できる限り1,825日＋αの実務経験の証明が望ましいです。</u>

受験資格が認められなかった事例		対応策
現任者と認められない	「実務経験証明書」において、2012年9月16日～2017年9月15日（法施行日以前5年）の間の実務経験の証明がなく、現任者と認められなかった。	実務経験には左記の期間の一部を必ず含む必要がありますので、該当する施設から証明書の取得を行ってください。
分野施設コード902における実務経験を客観的に証明する書類の不足	「実務経験証明書」に係る提出書類において、当該施設又は個人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたことが確認できず、分野施設コード902の施設として認められなかった。	分野施設コード902において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の実務経験を客観的に証明するには、 <u>公的な機関が発行した書類等（会社・法人登記簿謄本、個人事業の開業届等）による証明が必要</u> となります（21～22ページ参照）。受験の手引や「実務経験を客観的に証明する書類（分野施設コード902）チェックシート（23～24ページ参照）」をご参照の上、要件が確認できる書類をすべてご用意ください。

個人情報の保護

個人情報保護方針（抜粋）

一般財団法人日本心理研修センター（以下、「センター」という。）は、公認心理師法に基づく指定講習会実施機関、指定試験機関及び指定登録機関として、個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下、「個人情報等」という。）を適正に取り扱うことがセンターの重要な社会的責務であると認識し、以下のとおり、個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

○個人情報等に関する法令や規律の遵守

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」をはじめ、関係法令、ガイドライン及びその他の規律を遵守し、個人情報等を適切に取り扱います。

また、センターは、適正かつ適法な手段により、ご利用者の個人情報等を取得いたします。

○個人情報等の利用目的

センターが保有する個人情報等は、センターが行う以下の業務の達成に必要な範囲内で利用するものであり、法令に定める場合を除き、他の目的への利用及び第三者に提供することはありません。

【センターの業務】

- ①公認心理師法附則第2条第2項第1号における指定講習会（現任者講習会）の実施
- ②公認心理師法第10条第1項における指定試験機関として実施する試験事務
- ③公認心理師法第36条第1項における指定登録機関として実施する登録事務

○個人情報等の第三者提供

個人情報等は、法令に定める場合など正当な理由のある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく第三者には提供しません。

○個人情報等の安全管理

必要かつ適切な対策を講じて、個人情報等の正確性及び最新性を保つとともに、個人情報等の紛失、毀損、改ざん、漏洩等の防止、また、個人情報等への不正アクセスの防止に努めます。

- 詳細は以下のホームページに掲載しています。なお、センターにいただいたお電話については、適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。

<http://shinri-kenshu.jp/policy.html>

I 試験の概要

II 受験資格と
受験申込区分

III 提出書類と
記入例

IV 受験申込後の
注意事項

V 試験当日の
注意事項

VI コード一覧

VII 関係法令資料

VIII よくある質問

MEMO

MEMO

一般財団法人日本心理研修センター

〒112-0006

東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階

【センターHP】 <http://shinri-kenshu.jp/>

【以下の期間中のお問い合わせ】

03-5645-8462 (1月15日～4月8日:平日9:00～17:30)

【その他の期間のお問い合わせ】

03-6912-2655 (平日10:00～17:00)

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。